

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画（答申案）

～次代に残そう 紺碧の猪苗代湖、清らかな青い湖 裏磐梯～

令和3年12月

福島県

# 目次

第1章 総説	1
1 計画改定の趣旨	1
2 計画の性格	2
3 対象地域	2
4 計画の実施期間	2
第2章 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水質等の現状	7
1 猪苗代湖	7
2 裏磐梯湖沼	13
第3章 水環境保全目標	16
1 水質保全目標	16
2 水辺地の環境目標	21
3 流域の水循環の形成目標	21
第4章 目標達成のための総合的な施策	22
1 施策の体系	22
2 重点的に取り組む施策	22
(1) 生活排水対策	22
(2) 県民が一体となった水環境保全活動の活性化	23
(3) 水生植物の適切な管理による水質改善	24
(4) 水環境にやさしい農業の推進	24
(5) 水環境保全に関する調査研究等	25
3 その他の施策	26
(1) 水源かん養機能の高い森林の育成や農地の保全	26
(2) 裸地・開発地、市街地などからの汚濁負荷低減	27
(3) 工場・事業場排水対策の推進	27
(4) 観光地対策	28
(5) 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼流域の魅力向上	29
(6) 水辺地の動植物の生息・生育環境の保護・育成	30
(7) 散乱ごみ・打ち上げごみ撤去活動の促進	30
(8) 環境教育等の推進	31
第5章 計画の推進・進行管理方法	32
1 計画の推進・進行管理体制	32
2 各主体の役割	33
(1) 県の役割	33
(2) 市町村の役割	33
(3) 県民及び地域住民の役割	33
(4) 観光客等湖沼利用者の役割	33
(5) 事業者の役割	33
3 計画の進行管理	33
(1) 水質調査	34
(2) 各種施策の進捗状況調査	34
(3) 水環境満足度指数調査	34
4 計画の見直し	34

第6章 水環境保全実践行動指針 .....	35
○ ステップ1 〈直ちに実践〉 .....	35
1 行政 .....	35
2 県民 .....	36
3 観光客等湖沼利用者 .....	37
4 事業者 .....	38
5 連携協働による取組 .....	39
○ ステップ2 〈速やかに実践するよう努める〉 .....	39
1 行政 .....	39
2 県民 .....	40
3 観光客等湖沼利用者 .....	40
4 事業者 .....	40
5 連携協働による取組 .....	41
○ ステップ3 〈計画的に又は段階的に実践できるように努める〉 .....	41
1 行政 .....	41
2 県民 .....	42
3 事業者 .....	42
4 連携協働による取組 .....	42
○ 資料編 .....	43
1 用語解説 .....	43
2 参考1 .....	51
3 参考2 .....	53

# 1 第1章 総説

## 2 1 計画改定の趣旨

3 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼は、磐梯朝日国立公園の中核的な位置を占め、自然探勝や保養、  
4 キャンプ、釣り及びスキー等の観光レクリエーションの場として、県内随一の観光地であ  
5 り、かつ、水力発電やかんがい用、水道用の水源として利用されてきました。

6 本県にとって極めて重要な水資源・観光資源ですが、猪苗代湖においては、平成8年頃  
7 から湖水のpH（水素イオン濃度）の上昇が、また、裏磐梯湖沼においては、昭和60年  
8 頃から水質悪化の傾向が現れ、一部の水域で水質環境基準が未達成であったり、淡水赤潮  
9 が発生するなど湖水の水質や水辺地環境に憂慮される状態が見られるようになってきま  
10 した。

11 このため、県では、「裏磐梯湖沼水質保全基本計画」（平成5年3月策定）及び「猪苗代  
12 湖水環境保全推進計画」（平成12年3月策定）を策定し、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼流域の  
13 水環境保全対策を積極的に実施してきました。

14 さらに、水環境悪化を未然に防止するという視点に立ち、猪苗代湖や裏磐梯湖沼の良好  
15 な水環境を将来にわたって保全していくため、平成14年3月に「福島県猪苗代湖及び裏  
16 磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」を制定するとともに、同条例に基づき「猪苗代  
17 湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画」を策定し、水環境保全対策の総合的な推進を図っ  
18 てきました。

19 しかし、猪苗代湖においては、源流域の水質変化に起因して、湖水の中性化や猪苗代湖  
20 特有の自然浄化機能の低下が起こるととも、COD（化学的酸素要求量）が上昇し、さら  
21 に大腸菌群数が水質環境基準を達成しませんでした。また、裏磐梯湖沼においては、全窒  
22 素及び全りんは横ばい傾向であるものの、CODが漸増傾向にあり、秋元湖が水質環境基  
23 準を達成しないなど憂慮すべき事態が続いたことから、平成23年3月及び平成25年3  
24 月に「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画」を改定しました。

25 計画改定後においても、依然として、猪苗代湖におけるCODの上昇傾向が見られます。  
26 自然浄化機能の低下に加え、水生植物や湖内の窒素・りんを栄養として光合成を行う植物  
27 プランクトンの増加（内部生産の増大）がCOD上昇の一因となっており、このままでは、  
28 更なる水質悪化が懸念されます。

29 そこで、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の良好な水質を長期的に維持し、水辺地の生態系の維  
30 持などを総合的に捉えた水環境保全のための取組を一層発展させて、国民共有の財産であ  
31 る猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境を美しいまま将来の世代に引き継いでいくため、計画  
32 を改定します。

33 また、持続可能な開発目標（SDGs）の理念に基づき、関連する取組を進めてまいり  
34 ます。

1       **2 計画の性格**

- 2       (1) この計画は、「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」（平成  
3       14年条例第23号）に基づく、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼流域の水環境の保全の推進に  
4       関する基本的な計画として位置付けられます。
- 5       (2) この計画は、本県における水環境保全の基本的方向性を示した「福島県水環境保全基  
6       本計画」（令和3年度改定予定）を踏まえ、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境保全対策を  
7       総合的かつ計画的に推進するための実践的な考え方を示すものです。
- 8       (3) この計画は、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼のうち代表的な湖沼として桧原湖、小野川湖、  
9       秋元湖、曾原湖及び毘沙門沼の水質を保全するための具体的な目標（水質保全目標）を定  
10      め、この目標を達成するために現時点で考えられる施策を具体的に示すものです。
- 11      (4) この計画は、県、関係市町村、県民及び事業者等が関連する事業を実施する上での具  
12      体的な指針となるものであるとともに、地域住民や湖沼の利用者及び湖水の恩恵を受け  
13      る下流域の住民や事業者に対しては、水環境保全に関する理解と協力を求めるものです。

14  
15      **3 対象地域**

16      この計画の対象とする地域は、会津若松市、郡山市、北塩原村及び猪苗代町のうち、猪  
17      苗代湖、裏磐梯湖沼及びそれらに流入する公共用水域の流域で、別図の地域とします。

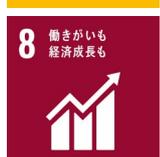
18  
19      **4 計画の実施期間**

20      この計画の実施期間は、令和4年度を初年度とし、「福島県総合計画」、「福島県環境基本  
21      計画」及び「福島県水環境保全基本計画」との整合を図り、令和12年度を目標年次とす  
22      る9カ年とします。

1  
2  
3  
4  
5

## <SDGsとは>

- SDGs (Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標) は、2015年の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。
- SDGsは社会、経済、環境の3側面から捉えることのできる17の目標(ゴール)と169のターゲットで構成されており、統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標とされています。

 <p><b>1</b> 貧困をなくそう</p>	<p><b>【Goal 1】 貧困をなくそう</b> あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p><b>10</b> 人や国の不平等をなくそう</p>	<p><b>【Goal 10】 人や国の不平等をなくそう</b> 各国内および各国間の不平等を是正する</p>
 <p><b>2</b> 飢餓をゼロに</p>	<p><b>【Goal 2】 飢餓をゼロに</b> 飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、福祉を促進する</p>	 <p><b>11</b> 住み続けられるまちづくりを</p>	<p><b>【Goal 11】 住み続けられるまちづくりを</b> 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市および人間居住を実現する</p>
 <p><b>3</b> すべての人に健康と福祉を</p>	<p><b>【Goal 3】 全てのの人に健康と福祉を</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p><b>12</b> つくる責任 つかう責任</p>	<p><b>【Goal 12】 つくる責任つかう責任</b> 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
 <p><b>4</b> 質の高い教育をみんなに</p>	<p><b>【Goal 4】 質の高い教育をみんなに</b> すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する</p>	 <p><b>13</b> 気候変動に具体的な対策を</p>	<p><b>【Goal 13】 気候変動に具体的な対策を</b> 気候変動およびその影響を軽減するために緊急対策を講じる</p>
 <p><b>5</b> ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p><b>【Goal 5】 ジェンダー平等を実現しよう</b> ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う</p>	 <p><b>14</b> 海の豊かさを守ろう</p>	<p><b>【Goal 14】 海の豊かさを守ろう</b> 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p><b>6</b> 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p><b>【Goal 6】 安全な水とトイレを世界中に</b> すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	 <p><b>15</b> 陸の豊かさも守ろう</p>	<p><b>【Goal 15】 陸の豊かさも守ろう</b> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復および生物多様性の損失を阻止する</p>
 <p><b>7</b> エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p><b>【Goal 7】 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b> すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p><b>16</b> 平和と公正をすべての人に</p>	<p><b>【Goal 16】 平和と公正をすべての人に</b> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p><b>8</b> 働きがいも経済成長も</p>	<p><b>【Goal 8】 働きがいも経済成長も</b> 包括的かつ持続可能な経済成長およびすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>	 <p><b>17</b> パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p><b>【Goal 17】 パートナリシップで目標を達成しよう</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化</p>
 <p><b>9</b> 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p><b>【Goal 9】 産業と技術革新の基盤をつくろう</b> 強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>		

6  
7

- 1 本計画では、以下の施策がSDGsの目標に関連しており、これらの施策を実施することで、  
 2 SDGsが目指す、持続可能なよりよい未来を築くことに貢献します。

SDGsの目標	関連する本計画の施策
 <b>【Goal 3】すべての人に健康と福祉を</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	2 (2) 県民が一体となった水環境保全活動の活性化 (p23～) 水環境保全活動の実施など 3 (3) 工場・事業場排水対策の推進 (p27～) 工場・事業場への監視など
 <b>【Goal 4】質の高い教育をみんなに</b> すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する	2 (5) 水環境保全に関する調査研究等 (p25～) 猪苗代湖等における調査研究など 3 (5) 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼流域の魅力向上 (p29～) 猪苗代湖流域に関する映像活用・普及啓発など 3 (8) 環境教育等の推進 (p31～) 環境学習会の開催など
 <b>【Goal 6】安全な水とトイレを世界中に</b> すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	2 (1) 生活排水対策 (p22～) 浄化槽等の整備促進・適正管理など 2 (5) 水環境保全に関する調査研究等 (p25～) 猪苗代湖等における調査研究など 3 (3) 工場・事業場排水対策の推進 (p27～) 排水処理施設の維持管理の監視など
 <b>【Goal 7】エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b> すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	2 (3) 水生植物の適切な管理による水質改善 (p24～) 水生植物のたい肥化等の検討など 3 (7) 散乱ごみ・打ち上げごみ撤去活動の促進 (p30～) 水環境保全活動の実施など
 <b>【Goal 9】産業と技術革新の基礎をつくろう</b> 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	2 (3) 水生植物の適切な管理による水質改善 (p24～) 水生植物のたい肥化等の検討など 2 (4) 水環境にやさしい農業の推進 (p24～) 農業における省力化の取組など 3 (2) 裸地・開発地、市街地などからの汚濁負荷低減 (p27～) 土砂の流出防止対策推進など 3 (4) 観光地対策 (p28～) 事業者への水環境保全対策に対する啓発・指導など 3 (7) 散乱ごみ・打ち上げごみ撤去活動の促進 (p30～) 水環境保全活動の実施など
 <b>【Goal 11】住み続けられるまちづくりを</b> 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市および人間居住を実現する	3 (1) 水源かん養機能の高い森林の育成や農地の保全 (p26～) 森林保全の確保など 3 (2) 裸地・開発地、市街地などからの汚濁負荷低減 (p27～) 土砂の流出防止対策推進など 3 (3) 工場・事業場排水対策の推進 (p27～) 工場・事業場への監視など 3 (5) 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼流域の魅力向上 (p29～) 猪苗代湖流域に関する映像活用・普及啓発など 3 (6) 水辺地の動植物の生息・生育環境の保護・育成 (p30～) 「水環境保全区域」の適正な保全など 3 (8) 環境教育等の推進 (p31～) 水をいかした地域の交流・連携の促進など
 <b>【Goal 12】つくる責任つかう責任</b> 持続可能な生産消費形態を確保する	2 (1) 生活排水対策 (p22～) 浄化槽等の整備促進・適正管理など 2 (2) 県民が一体となった水環境保全活動の活性化 (p23～) 水環境保全活動の実施など 2 (3) 水生植物の適切な管理による水質改善 (p24～) 水生植物のたい肥化等の検討など 2 (4) 水環境にやさしい農業の推進 (p24～) 農業者の水環境保全に関する取組など 3 (4) 観光地対策 (p28～) 事業者への水環境保全対策に対する啓発・指導など 3 (7) 散乱ごみ・打ち上げごみ撤去活動の促進 (p30～) 水環境保全活動の実施など

 <p><b>13</b> 気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動およびその影響を軽減するために緊急対策を講じる</p>	<p>2 (1) 生活排水対策 (p22～) 浄化槽等の整備促進・適正管理など</p> <p>2 (2) 県民が一体となった水環境保全活動の活性化 (p23～) 水環境保全活動の実施など</p>
 <p><b>14</b> 海の豊かさを守ろう</p> <p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>	<p>2 (1) 生活排水対策 (p22～) 浄化槽等の整備促進・適正管理など</p> <p>2 (3) 水生植物の適切な管理による水質改善 (p24～) 水生植物の刈取り・回収など</p> <p>3 (4) 観光地対策 (p26～) 事業者への水環境保全対策に対する啓発・指導など</p> <p>3 (6) 水辺地の動植物の生息・生育環境の保護・育成 (p28～) 「水環境保全区域」の適正な保全など</p> <p>3 (7) 散乱ごみ・打ち上げごみ撤去活動の促進 (p28～) 水環境保全活動の実施など</p>
 <p><b>15</b> 陸の豊かさを守ろう</p> <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復および生物多様性の損失を阻止する</p>	<p>2 (1) 生活排水対策 (p20～) 浄化槽等の整備促進・適正管理など</p> <p>2 (2) 県民が一体となった水環境保全活動の活性化 (p21～) 水環境保全活動の実施など</p> <p>2 (4) 水環境にやさしい農業の推進 (p22～) 農業者の水環境保全に関する取組など</p> <p>2 (5) 水環境保全に関する調査研究等 (p23～) 猪苗代湖等における調査研究など</p> <p>3 (1) 水源かん養機能の高い森林の育成や農地の保全 (p24～) 森林保全の確保など</p> <p>3 (2) 裸地・開発地、市街地などからの汚濁負荷低減 (p25～) 土砂の流出防止対策推進など</p> <p>3 (4) 観光地対策 (p26～) 事業者への水環境保全対策に対する啓発・指導など</p> <p>3 (6) 水辺地の動植物の生息・生育環境の保護・育成 (p28～) 「水環境保全区域」の適正な保全など</p>
 <p><b>17</b> パートナリシップで目標を達成しよう</p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>	<p>2 (2) 県民が一体となった水環境保全活動の活性化 (p21～) 水環境保全活動の実施など</p> <p>2 (3) 水生植物の適切な管理による水質改善 (p22～) 水生植物のたい肥化等の検討など</p> <p>3 (4) 観光地対策 (p26～) 事業者への水環境保全対策に対する啓発・指導など</p> <p>3 (5) 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼流域の魅力向上 (p27～) 猪苗代湖流域に関する映像活用・普及啓発など</p> <p>3 (6) 水辺地の動植物の生息・生育環境の保護・育成 (p28～) 「水環境保全区域」の適正な保全など</p> <p>3 (7) 散乱ごみ・打ち上げごみ撤去活動の促進 (p28～) 水環境保全活動の実施など</p> <p>3 (8) 環境教育等の推進 (p29～) 環境学習会の開催など</p>



## 第2章 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水質等の現状

### 1 猪苗代湖

#### (1) pH (水素イオン濃度)

猪苗代湖は、旧沼尻硫黄鉱山の廃坑口からの強酸性の地下水や沼尻温泉と中ノ沢温泉の強酸性の源泉水が長瀬川を通じて流入するため、湖水のpHは5程度の酸性を示していましたが、平成8年度以降その値が上昇し、平成21年度以降は6.8から6.9とほぼ中性になりました。

pH上昇の要因として、源流域からの硫酸イオンの供給量や源泉水の性状の変化などが考えられます。

#### (2) COD (化学的酸素要求量)

湖沼における有機物による水質汚濁の代表的な指標であるCODの年間75%値の推移を見ると、平成13年度までは0.5mg/Lを維持していましたが、平成14年度頃から上昇が見られ、令和元年度は水質環境基準(3.0mg/L以下)を達成しているものの1.4mg/Lとなりました。

この要因として、湖水の中性化及び自然の浄化機能の低下、水生植物の増加等が考えられます。

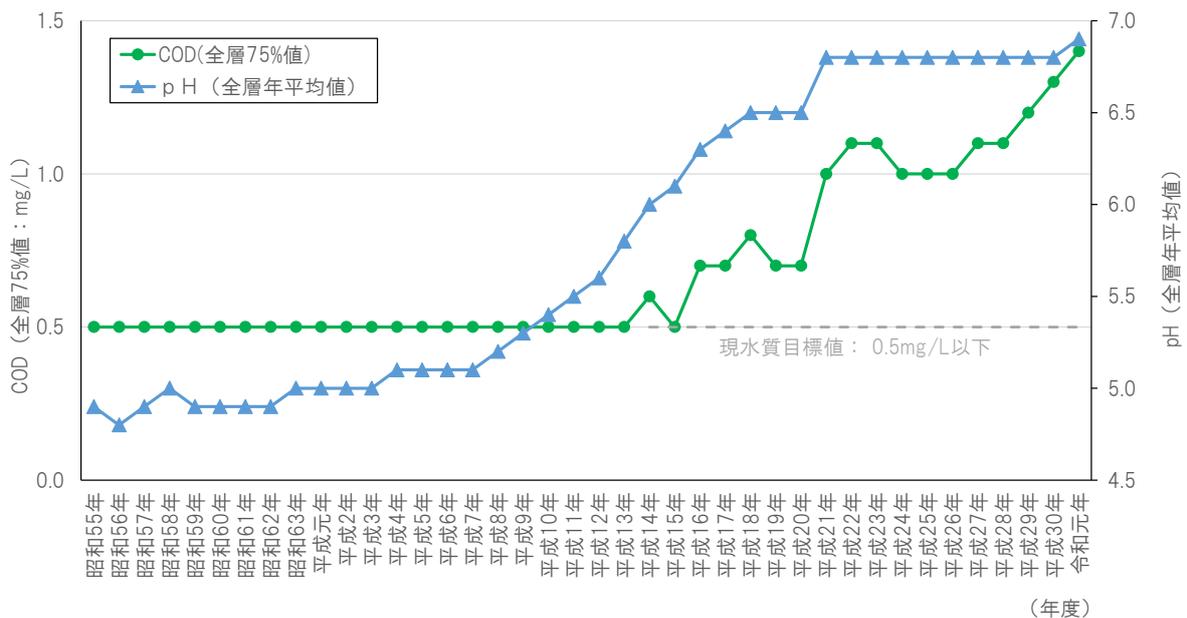
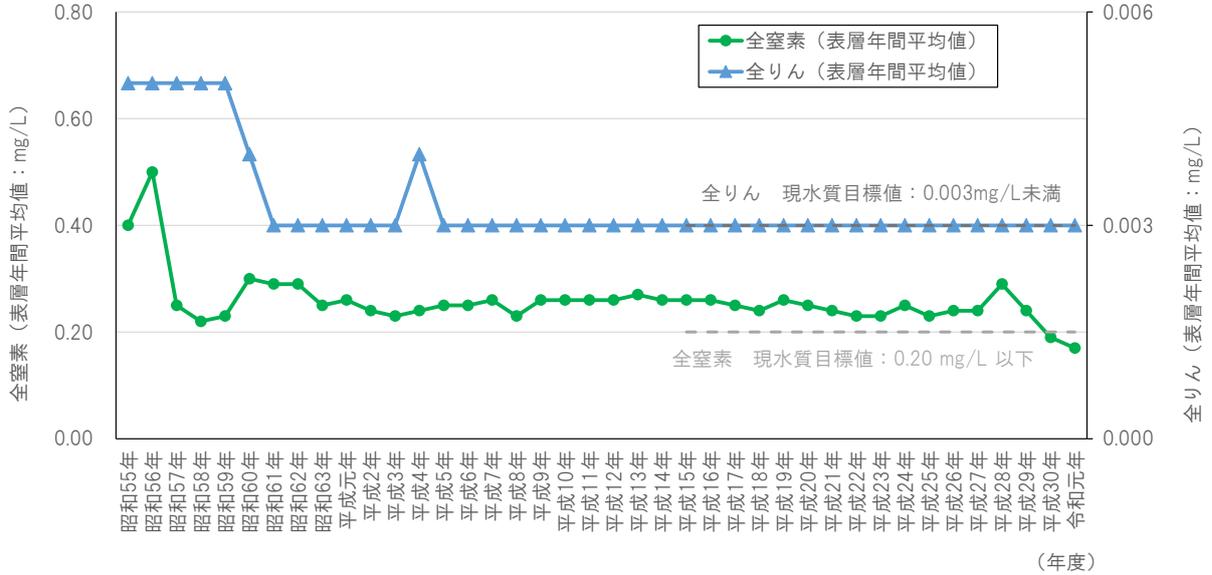


図1 猪苗代湖の水質 (pH、COD) の経年変化

1 (3) 全窒素及び全りん

2 水質の富栄養化の代表的指標である全窒素及び全りんの年平均値の推移を見ると、全窒  
 3 素については、近年0.24mg/L程度を推移していましたが、直近の2年間は水質環境基  
 4 準(0.20mg/L以下)を達成しています。

5 全りんについては、0.003mg/L程度と水質環境基準(0.01mg/L以下)より非常  
 6 に低いです。自然の浄化機能が低下することにより、濃度が上昇し富栄養化を引き起  
 7 すことが懸念されています。

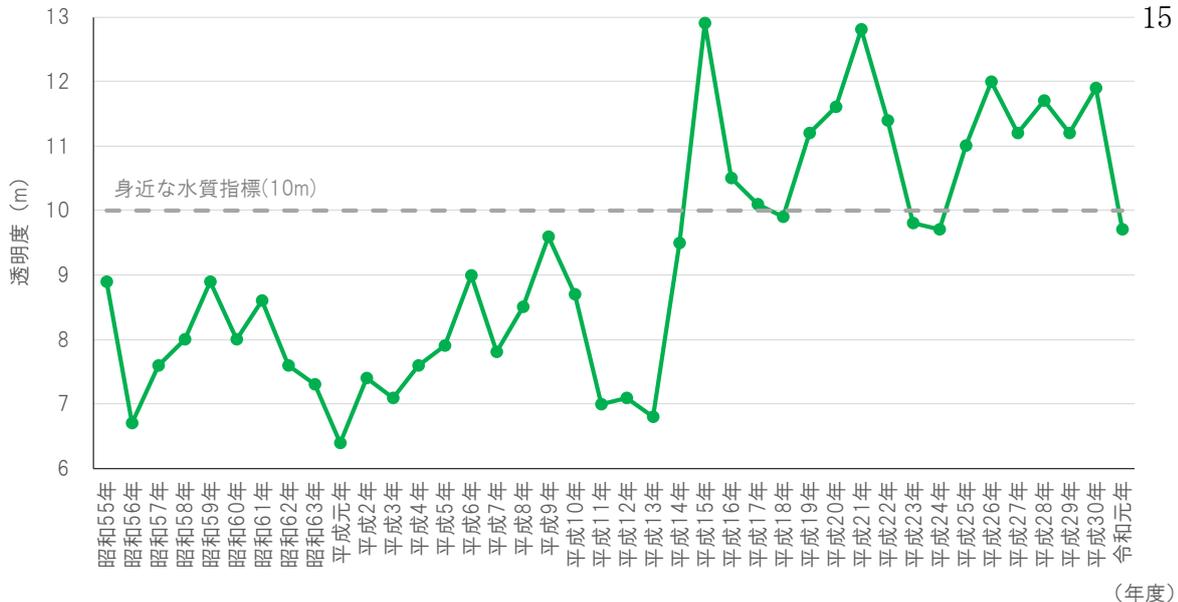


8 図2 猪苗代湖の水質(全窒素及び全りん)の経年変化

9 (4) 透明度

10 過去には、27.5m(昭和5年)という透明度を記録したことがありますが、平成1  
 11 2年度頃までは、おおむね7~8mで推移していましたが、近年は10mを超える傾向がみ  
 12 られますが、要因は解明されていません。

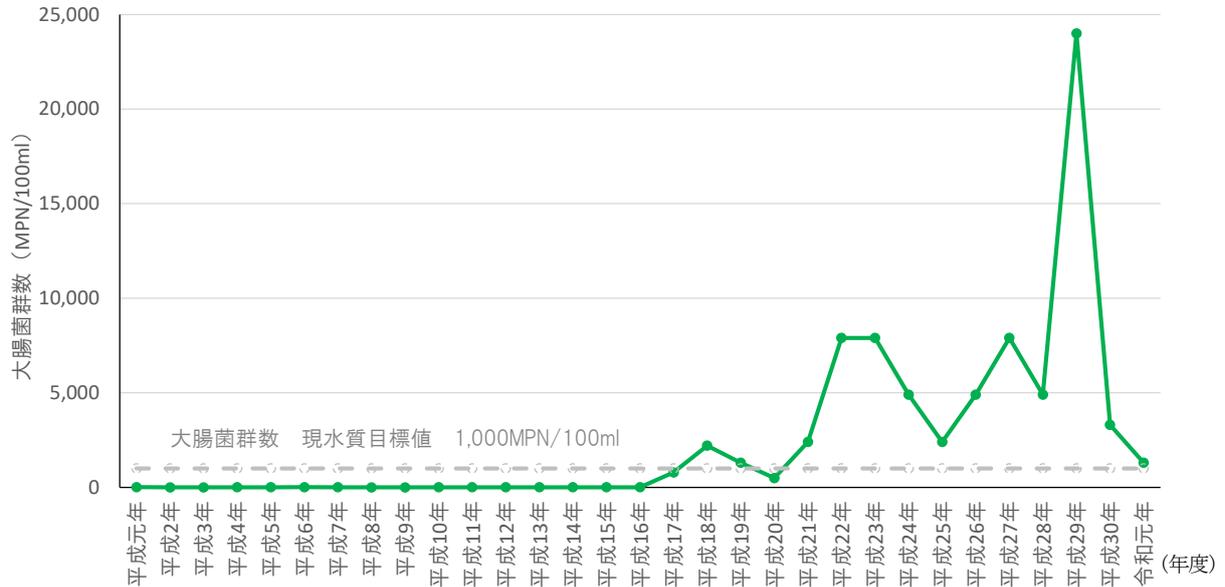
13 ※ 透明度とは、直径30cmの白色円板を水中に沈めていったとき、白色物体として識別できなくな  
 14 ったときの深さをいう。



16 図3 猪苗代湖の水質(透明度)の経年変化

1 (5) 大腸菌群数

2 湖水の中性化 (pHの上昇) によって、より多くの微生物等が存在しやすい環境となり、  
 3 平成18年度以降、水温の高い時期に水質環境基準 (1,000MPN/100mL 以下) を達  
 4 成しない状況が見られます。



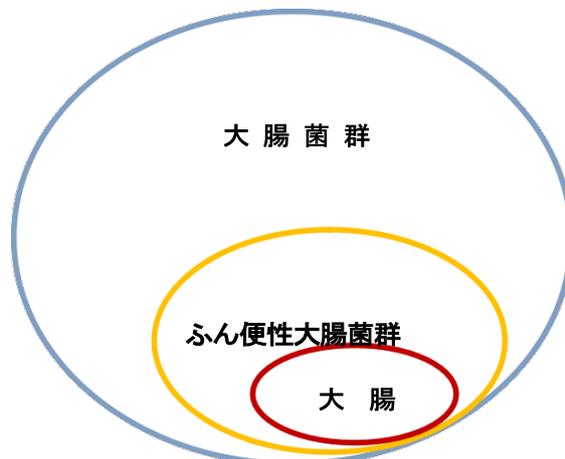
5 図4 猪苗代湖の湖心・表層における年間最大値 (大腸菌群数) の経年変化

6 ※1 大腸菌群数は、毎月1回調査をしており (冬期間を除く)、評価は年間の最大値で行うことか  
 7 ら、上のグラフは、その最大値を表示しています。近年は湖水が中性化したことにより大腸菌群  
 8 が生息しやすい環境となっているため増加傾向にあります。ただし、年間を通して高い値ではな  
 9 く検体を採取した時期やその時の気象条件などにより大きく変動するため、平成29年度に一時的  
 10 的に高い値が検出されたものと考えられます。

11 ※2 大腸菌群とは、人体などの腸管内に生息しているものと、土壌由来のものを含めた細菌群を言  
 12 います。また、大腸菌とは、大腸菌群の中で人や動物の腸管内に生息し、ふん便を通じて環境中  
 13 に排出される細菌をいい、湖心では検出されていません。

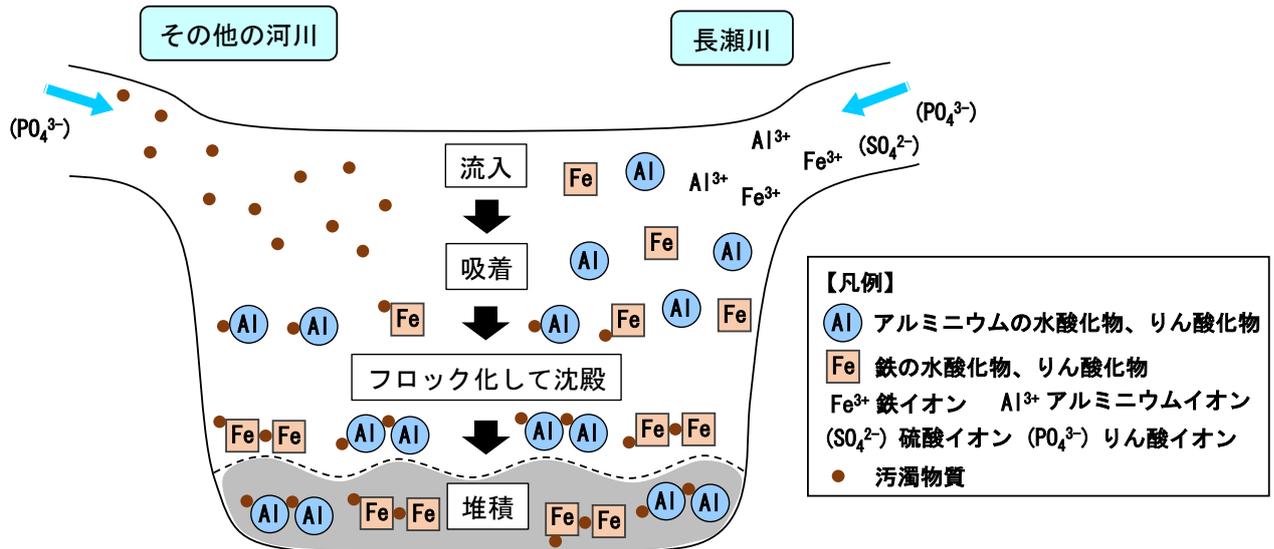
14 猪苗代湖では、14か所の湖水浴場について、毎年、遊泳前や遊泳期間にふん便性大腸菌群数  
 15 の調査を実施していますが、これまで基準 (遊泳に適さないとなる基準: 1,000個/100  
 16 mL) を超過する数値は検出されておらず、ふん便性大腸菌群による汚染の問題がないことを確認  
 17 しています。

18 ※3 参考 大腸菌群と大腸菌の関係イメージ



1 **【参考 猪苗代湖の水質浄化イメージ】**

2 猪苗代湖は、pHが低く鉄イオンやアルミニウムイオンを高濃度に含む源流域に由来する酸  
 3 性河川水が流下する過程で中和され、その過程で生成される鉄やアルミニウムの水酸化物やリ  
 4 ン酸化物が汚濁物質を吸着して湖底に沈殿する（フロックの形成）という自然浄化機能を有し  
 5 ていると考えられています。しかし、近年、硫酸イオンや金属イオン供給量の減少など、酸性  
 6 河川源流域の水質に変化が見られ、このことがこの自然の浄化機能の低下をもたらし、湖の水  
 7 質悪化の一因となっているのではないかと考えられています。



8  
9 参考図1 猪苗代湖の水質浄化イメージ

10  
11 猪苗代湖湖底の様子を図2に示します。フロック化して沈殿した物質（黄色）が堆積してい  
 12 ることがわかります。

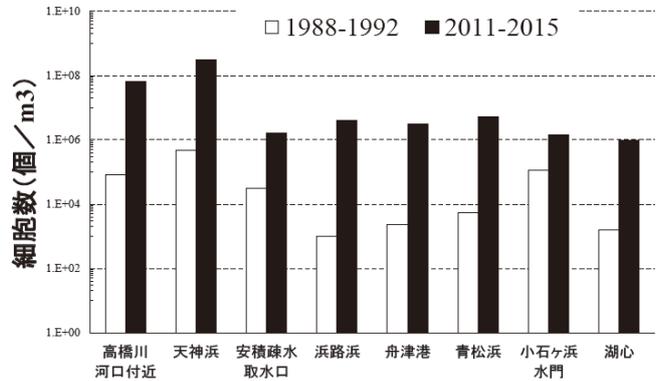
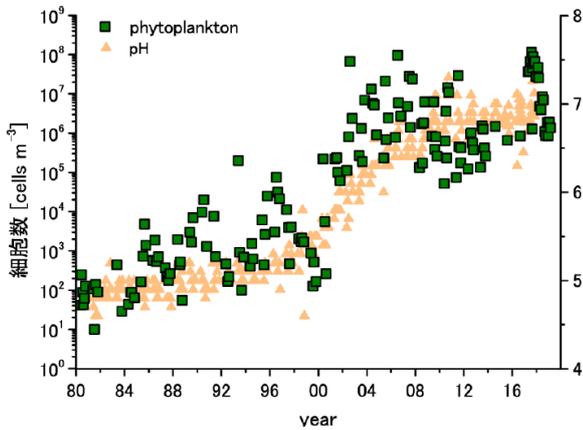


13  
14 参考図2 猪苗代湖湖底の様子

1 **【参考 内部生産について】**

2 猪苗代湖のCODは上昇傾向が見られ、その原因として、湖沼の中性化による内部生産量  
3 の増加などが考えられます。

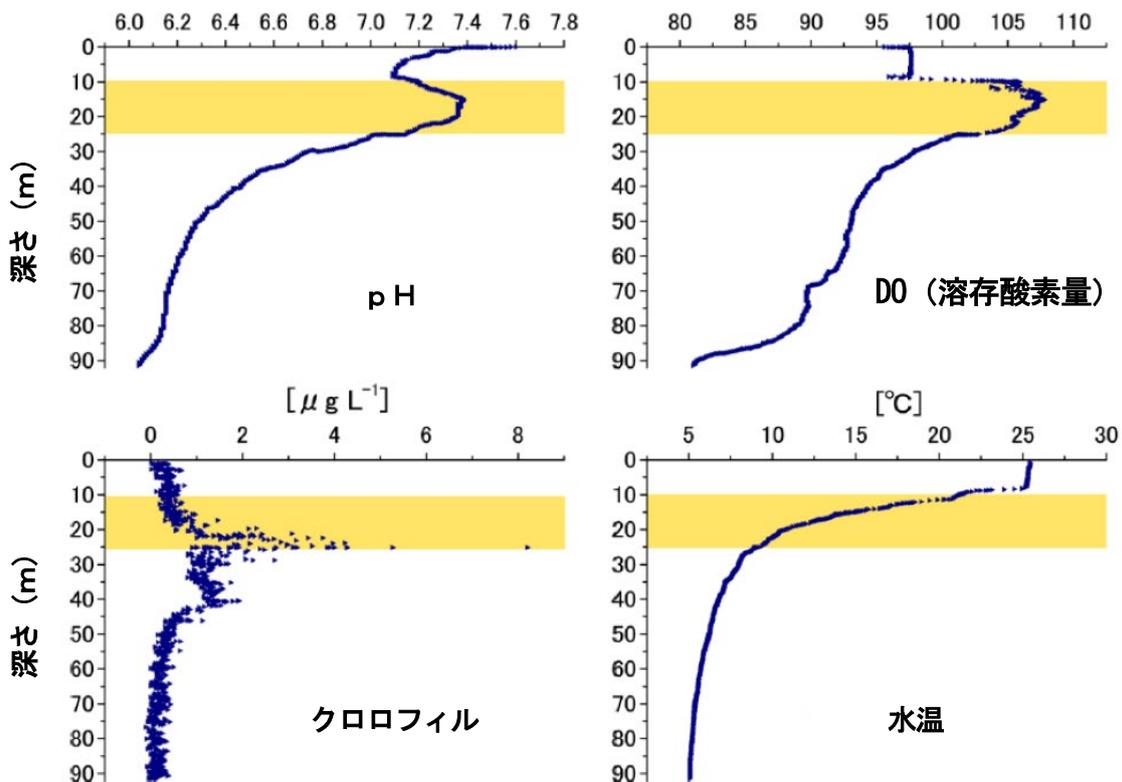
4 湖心の植物プランクトン細胞数の経年変化と観測地点の細胞数を参考図1と参考図2にそ  
5 れぞれに示します。湖心のpHが中性になるとともに、湖全域で植物プランクトンの細胞数が  
6 増加していることが分かります。



7 参考図1 植物プランクトン細胞数の経年変化

8 参考図2 植物プランクトン細胞数の変化

9  
10 また、植物プランクトンの活性が高い夏季の水質の鉛直分布（湖心）の結果を参考図3に  
11 示します。植物プランクトンによる光合成が有光層で活発に起きていることが分かります。



12  
13 参考図3 水質の鉛直分布 (pH、DO (溶存酸素量)、クロロフィル、水温)

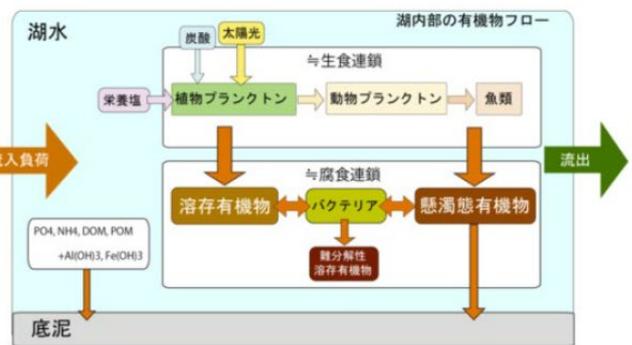
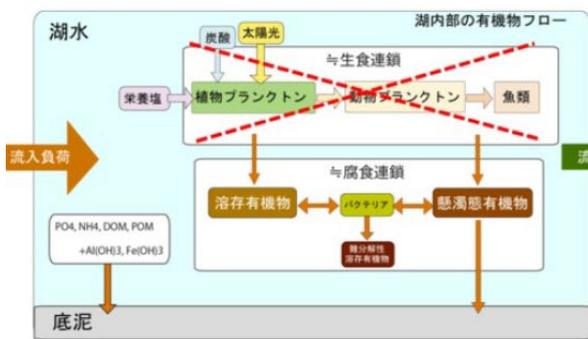
1 湖内部の有機物フローは、「生食連鎖」と「腐食連鎖」という二つの連鎖があります（参考図  
2 4、参考図5）。

3 「生食連鎖」とは、植物プランクトンを動物プランクトンが捕食し、さらにこれを魚類が捕  
4 食する連鎖のことです。また、「生食連鎖」によって生産される有機物をバクテリアが利用する  
5 ことが「腐食連鎖」です。この二つの連鎖により生じる有機物が湖の内部生産に大きく寄与し  
6 ます。

7 参考図4に示すとおり、猪苗代湖のpHが酸性だった時には、生物が生存しにくい環境であ  
8 り、「生食連鎖」が抑制され、内部生産に由来する有機物の負荷が少ない状況でした。

9 一方で、参考図5に示すとおり、猪苗代湖のpHが中性化することにより、生物が生息・生  
10 育しやすい環境になり、二つの連鎖によって内部生産量に由来する有機物量が増加したと考え  
11 られます。

12



13

14 参考図4 内部生産の状況（酸性）

15 参考図5 内部生産の状況（中性化後）

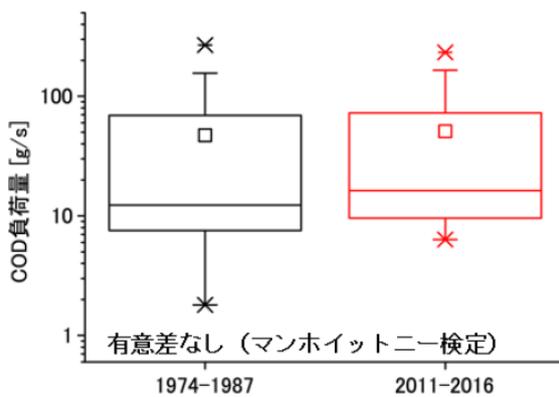
16

17 一方、猪苗代湖に流入する河川からのCOD流入負荷については、参考図6に示すように、  
18 主要河川である長瀬川や小黒川では過去と現在を比較してもほとんど変化していないことが分  
19 かりました。

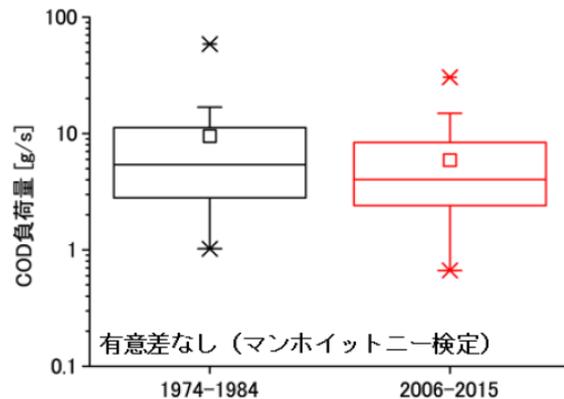
20 以上のことから、湖水の中性化によりCOD上昇の抑制力が弱まり、河川から流入する汚濁  
21 負荷量に加え、近年増加傾向の内部生産量が加わることで、猪苗代湖のCODが上昇してきた  
22 と考えられます。

23

(a) 長瀬川



(b) 小黒川



24

25

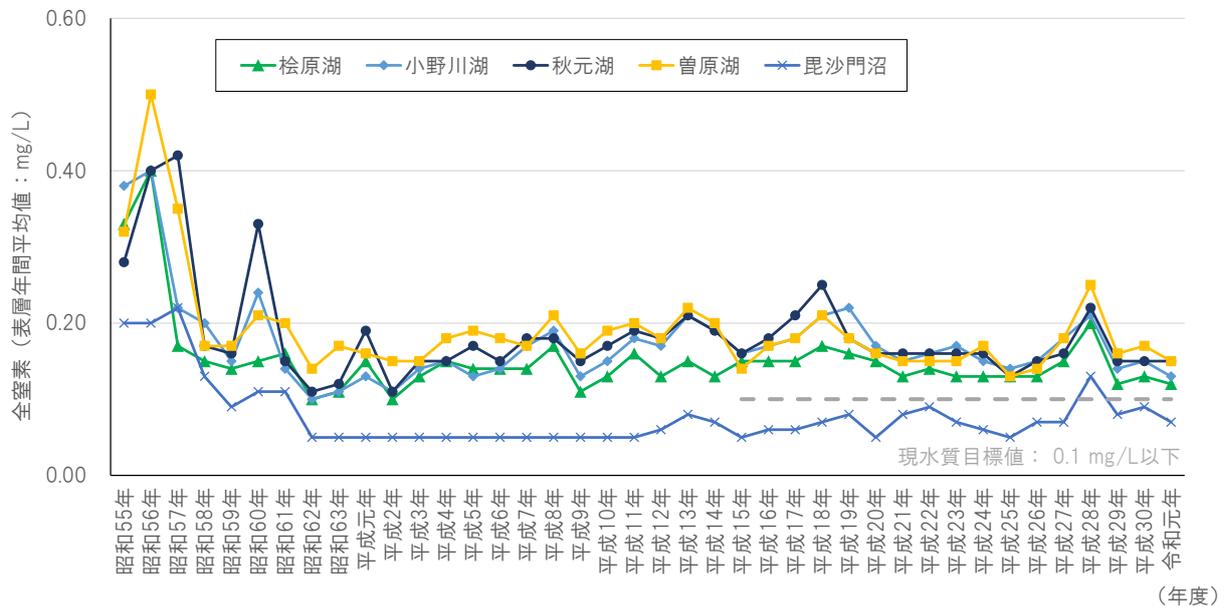
26

参考図6 長瀬川、小黒川におけるCOD負荷量



1 (3) 全窒素

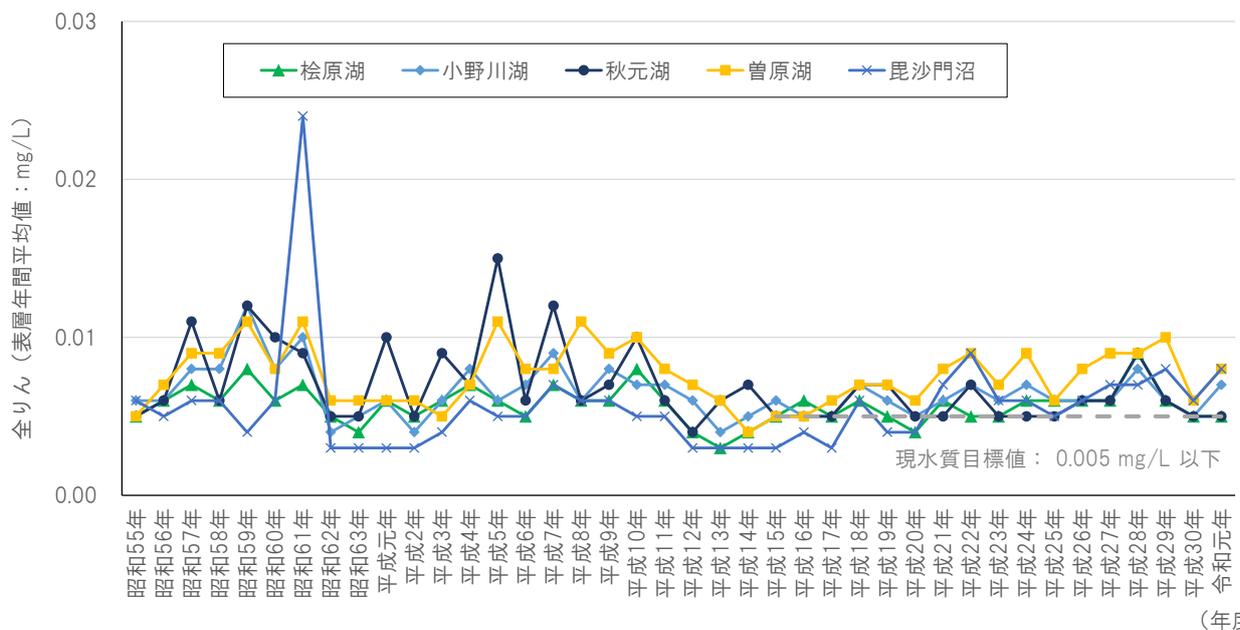
2 全窒素については、桧原湖、小野川湖、秋元湖及び曾原湖は0.15～0.2mg/L程度、  
 3 また、毘沙門沼は、0.05～0.08mg/L程度であり、5湖沼ともおおむね横ばいの状  
 4 況にあります。



5 図7 裏磐梯湖沼の水質（全窒素）の経年変化

7 (4) 全りん

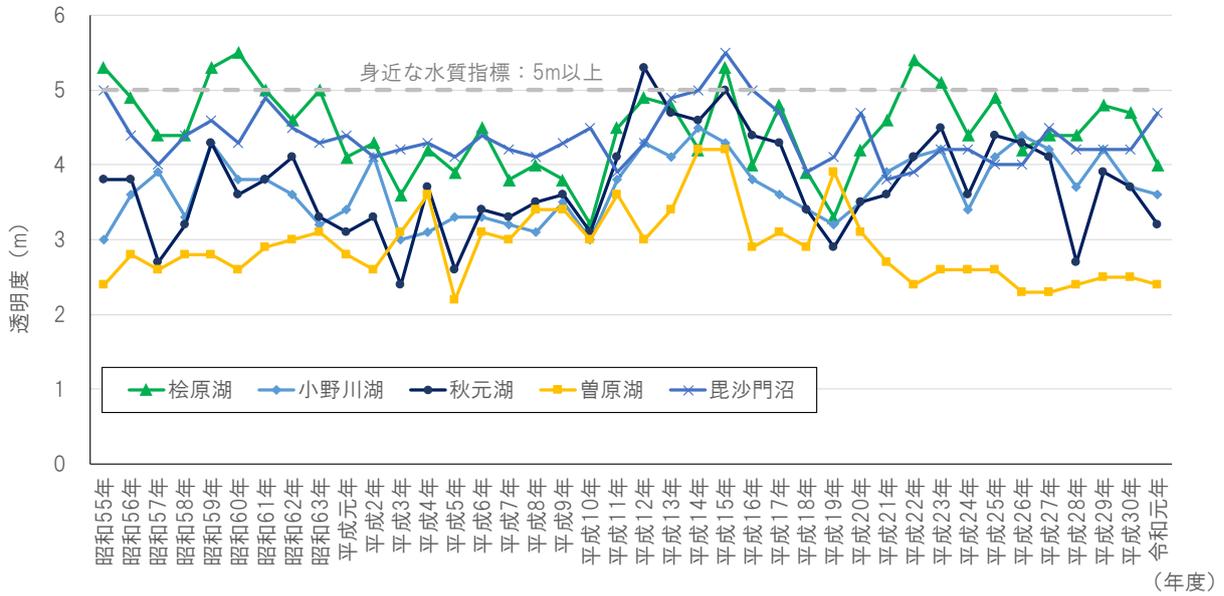
8 全りんについては、平成8年度以前は小野川湖、秋元湖で水質環境基準（0.01mg/L  
 9 以下）を達成していませんでしたが、平成11年度以降は0.005～0.009mg/L程  
 10 度で推移しており、おおむね横ばいの状況にあります。



11 図8 裏磐梯湖沼の水質（全りん）の経年変化

1 (5) 透明度

2 透明度については、桧原湖及び毘沙門沼は4 mを超えるレベル、小野川湖及び秋元湖は  
 3 3.5 m程度、曾原湖は3 m程度で推移しており、おおむね横ばいの状況にあります。  
 4 なお、小野川湖、曾原湖、毘沙門沼において、水深が5 mに満たない時期があります。



5 図9 裏磐梯湖沼の水質（透明度）の経年変化

1 第3章 水環境保全目標

2

3 国民共有の財産である猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の良好な水質を長期的に維持することはも  
 4 とより、水辺地の生態系の維持などを総合的に捉えた水環境保全のための基本的目標を次のと  
 5 おりとします。

「次代に残そう <sup>こんぺき</sup>紺碧の猪苗代湖、清らかな青い <sup>みずうみ</sup>湖 裏磐梯」

6

7 引き続き、水質保全目標、水辺地の環境目標及び流域の水循環の形成目標の3つの視点から  
 8 目標を設定します。

9 また、猪苗代湖の湖心のCODについては、pHの上昇による湖内での自然浄化作用の低下  
 10 や水生植物の増加などによる上昇傾向が見られるため、本計画の期間中は、水生植物の増加に  
 11 よるCODの上昇を抑えながら、猪苗代湖に流入する人為的な汚濁物質を実現可能な最大限の  
 12 削減を行った場合に達成可能と見込まれる1.0mg/L以下を目標とし、将来的に「水質日本一」  
 13 への復活を目指すこととします。

14

15 1 水質保全目標

16 「環境基本法」の規定に基づき、「河川・湖沼等の公共用水域の水質汚濁に係る環境上の  
 17 条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望まし  
 18 い基準（以下「水質環境基準」という。）」が定められており、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼に  
 19 ついては、次の基準が設定されています。

20 なお、曾原湖や毘沙門沼などは全りに係る水質環境基準値は設定されていませんが、  
 21 富栄養化を未然に防止する観点から、全湖沼ともCOD、全窒素及び全りの3項目につ  
 22 いて水質目標値を定めることとします。

23

24 ◆生活環境の保全に関する水質環境基準（環境基準点：湖心）

	COD		全りん		備 考
	類型	達成期間	類型	達成期間	
猪苗代湖	A	イ	Ⅱ	イ	類型 A類型 COD：3mg/L以下 Ⅱ類型 全りん：0.01mg/L以下 全窒素：0.2mg/L以下、当分の間 適用しない
桧原湖	A	ロ	Ⅱ	イ	
小野川湖	A	ロ	Ⅱ	イ	
秋元湖	A	ロ	Ⅱ	イ	
曾原湖	A	ロ	—	—	達成期間
毘沙門沼	A	ロ	—	—	イ：直ちに達成 ロ：5年以内で可及的速やかに達成

25

1 (1) 猪苗代湖

2 ① 湖心における水質目標値

3 ○ 化学的酸素要求量 (COD)

- 4 ・ 猪苗代湖に流入するCODの汚濁負荷の起源は、湖面への降雨や流域内の森林  
5 からの流入など対策を講じることが困難な自然由来の負荷量が約半分を占めて  
6 います。  
7 ・ 水生植物の増加などによる湖内でのCODの上昇を抑えながら、猪苗代湖に流  
8 入する人為的な汚濁物質を最大限削減した場合に達成可能と見込まれ、かつ適用  
9 されている環境基準よりも上の類型 (AA類型) である1.0mg/L以下を水質保  
10 全の目標とします。

11 ○ 全窒素

- 12 ・ 猪苗代湖に流入する人為的な汚濁物質を最大限削減し、水生植物の増加による  
13 CODの上昇を抑えるため、適用されている環境基準よりも上の類型 (I類型)  
14 である0.1mg/L以下を水質保全の目標とします。

15 ○ 全りん

- 16 ・ 湖内の富栄養化を防止するため、引き続き、0.003mg/L未満を水質保全の  
17 目標とします。

18 ○ 大腸菌群数、大腸菌数

- 19 ・ 環境基準項目としての大腸菌群数は、ふん便汚染を的確に捉えておらず指標性  
20 に問題があることから、令和3年10月環境省告示第62号により、大腸菌群数  
21 を大腸菌数に見直すこととし、令和4年4月1日から適用されます。  
22 ・ そのため、国と整合性をとり、計画における水質保全目標項目の大腸菌群数を  
23 大腸菌数に見直し、目標値については、これまで大腸菌群数で使用していた基準  
24 と同じA類型の環境基準 (300CFU/100mL以下) とします。

25

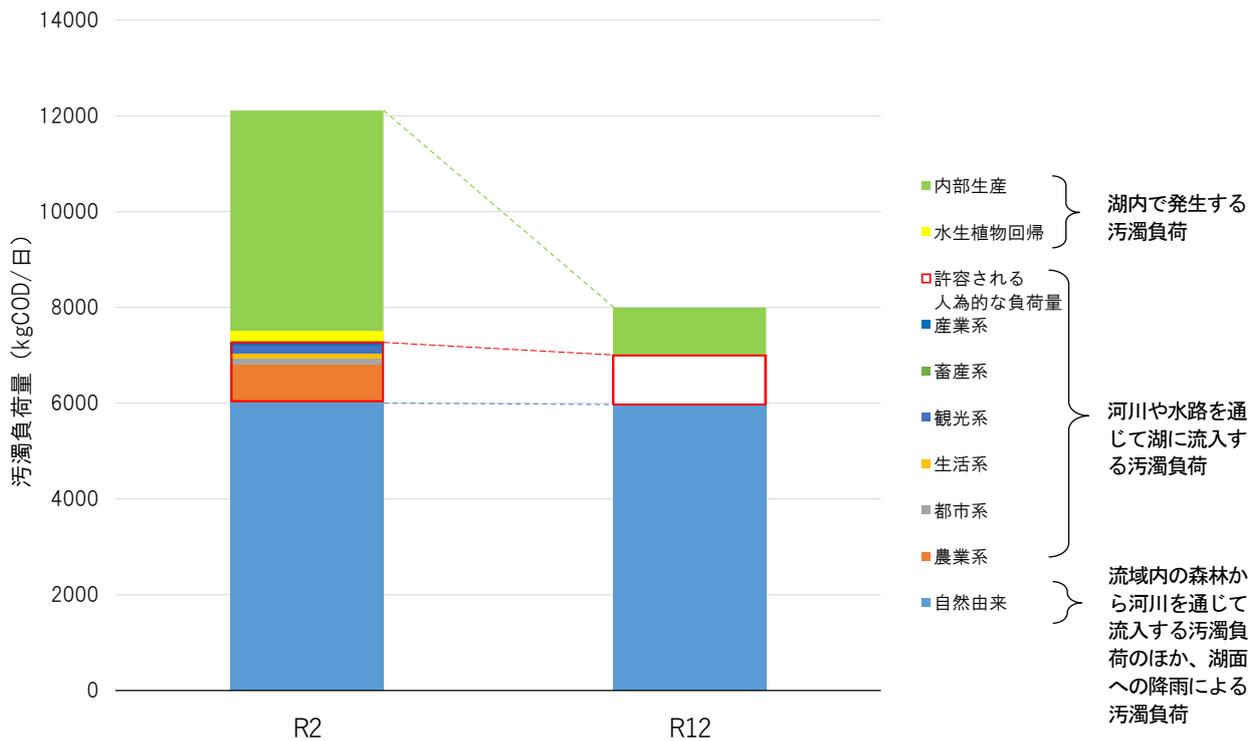
項目	現況値	目標値
	令和元年度	令和12年度
COD (mg/L)	1.4	1.0以下
全窒素 (mg/L)	0.17	0.1以下
全りん (mg/L)	0.003	0.003未満
大腸菌群数 (MPN/100mL)	1,300	設定しない
大腸菌数 (CFU/100mL)	—	300以下

26 ※COD:全層年間75%値 全窒素、全りん:表層年間平均値 大腸菌群数:表層年間最大値

1 【参考 水質目標値達成のための汚濁負荷量の削減の検討】

- ・ 令和2年度時点で、湖内のCOD負荷の総量は約12,000kgCOD/日と見込まれる。
- ・ そのうち約6,000kgCOD/日は、湖面への降雨や流域内の森林からの流入などであるが、これら自然由来の負荷量は、対策による直接的な削減が困難であるとともに、中性化により自然浄化作用が低下した湖内での削減も期待できない。
- ・ そこで、湖内に生育する水生植物を可能な限り多く回収することにより、水生植物の枯死による湖内のCOD負荷量の増加を抑制するとともに、高度処理浄化槽の設置や下水道接続の推進などにより、生活系、観光系、産業系などの人為的なCOD負荷量を削減する。
- ・ さらに、これら水生植物の回収や人為的汚濁の削減により、湖内の窒素やリンが減少し、それらを栄養として光合成を行う植物プランクトンの内部生産によるCOD負荷量の増加も抑制する。
- ・ これらにより、湖内のCOD負荷の総量を約8,000kgCOD/日まで削減できることが見込まれるが、その場合の湖心での水質のCOD値は1.0mg/L程度となる。

2  
3



参考図 COD1mg/L(R12)を達成するため許容される負荷量

② 湖岸周辺における水質目標値

- 猪苗代湖の水質は、大きくは湖心部と湖岸周辺に分けられることから、引き続き湖心とは別に、湖岸周辺についても水質保全目標を定めます。
- 湖岸周辺について、これまでの長期的なモニタリング結果を見ると、それぞれの湖底の形状、気象及び流入河川などの影響を直接的に受けやすく、その水質はこれら個々の地域的・自然的な特性を示しやすいと言えます。
- 水生植物の回収や人為的な汚濁負荷の削減により、湖岸周辺の現況水質を改善又は維持することを水質保全目標とします。

区分	項目	現況値	目標値
		令和元年度	令和12年度
北岸部	COD (mg/L)	2.1	1.5以下
	全窒素 (mg/L)	0.2	0.2以下
	全りん (mg/L)	0.012	0.005以下
南岸部	COD (mg/L)	1.7	1.5以下
	全窒素 (mg/L)	0.18	0.2以下
	全りん (mg/L)	0.005	0.005以下

※COD:全層年間75%値 全窒素、全りん:表層年間平均値

③ 身近な水質指標

- 身近な水質指標として、湖心の透明度（年間平均値）について目標を設定します。

項目	現況値	目標値
	令和元年度	令和12年度
透明度(m)	9.7	10以上

1 (2) 裏磐梯湖沼

2 ① 湖心における水質目標値

3 ○ 裏磐梯湖沼の湖心の現況水質を改善又は維持することを水質保全目標とします。

4

湖沼名	項目	現況値	目標値
		令和元年度	令和12年度
桧原湖	COD (mg/L)	2.3	2.0以下
	全窒素 (mg/L)	0.12	0.1以下
	全りん (mg/L)	0.005	0.005以下
小野川湖	COD (mg/L)	2.9	2.0以下
	全窒素 (mg/L)	0.13	0.1以下
	全りん (mg/L)	0.007	0.005以下
秋元湖	COD (mg/L)	3.9	2.0以下
	全窒素 (mg/L)	0.15	0.1以下
	全りん (mg/L)	0.005	0.005以下
曾原湖	COD (mg/L)	3.0	2.0以下
	全窒素 (mg/L)	0.15	0.1以下
	全りん (mg/L)	0.008	0.005以下
毘沙門沼	COD (mg/L)	2.1	1.0以下
	全窒素 (mg/L)	0.07	0.1以下
	全りん (mg/L)	0.008	0.005以下

5  
6 ② 身近な水質指標

7 ○ 身近な水質指標として、湖心の透明度（年間平均値）について目標を設定します。

8

項目	現況値	目標値
	令和元年度	令和12年度
透明度(m)	3.6	5以上

9 ※現況値は、桧原湖、小野川湖、秋元湖、曾原湖及び毘沙門沼の5湖沼の平均値

10 ※水深が5mに満たない場合は湖底までの水深を目標値とする。

1      **2 水辺地の環境目標**

2      (1)水辺地の自然目標

3          水辺地の自然目標を次のとおりとします。

- 4              ① 湖沼の景観や周囲の優れた山岳景観と調和した水辺地景観の保全に努めます。
- 5              ② イトヨ、ミズスギゴケ、アサザ、エゾミソハギ等の動植物が生息する豊かな自然
- 6              環境を備えた水辺地の整備や保全に努めます。

7      (2)水辺地の親水性目標

8          水辺地の親水性目標を次のとおりとします。

- 9              ① 水面利用を通して、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の自然や湖水に陸からだけでなく湖
- 10             面からもふれることのできる、誰にでも親しめる水辺地の創造に努めます。
- 11             ② 住民参加による個性ある文化の継承や創造に努めます。なお、現在の良好な自然
- 12             環境や景観を損なわないよう、秩序ある水面利活用のための制限と誘導を図ること
- 13             を目的とした「猪苗代湖水面利活用基本計画（平成6年3月策定）」の基本理念及び
- 14             基本方針に配慮します。

15

16      **3 流域の水循環の形成目標**

17          流域の水循環の形成目標を次のとおりとします。

- 18             ① 水源かん養機能の維持向上のため、湖沼を取り巻く豊かな森林の保全に努めます。
- 19             ② 水環境保全に必要な水量や水質を確保するなど、自然の水循環のバランスが十分
- 20             に維持されるよう良好な水循環の確保に努めます。

## 第4章 目標達成のための総合的な施策

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼のそれぞれの水環境保全目標の「次代に残そう 紺碧の猪苗代湖、清らかな青い湖 裏磐梯」を実現するため、行政、県民、事業者等が一体となって、次に示す水環境保全対策を総合的かつ効果的に推進します。

### 1 施策の体系

水環境保全対策は、相当の期間や費用を要するものであることや、水質汚濁のメカニズムの解明と施策の評価を併せて実施すべきものであることから、関連施策を総合的かつ効果的に展開します。

また、これまで実施してきた水質保全対策と水質の現状を踏まえ、計画の実施期間に重点的に取り組むべき施策を明示します。

### 2 重点的に取り組む施策

#### (1) 生活排水対策

関連する主な SDGs



##### ア 現状と課題

- 近年、猪苗代湖の自然の浄化機能の低下が懸念されることから、特に流域における生活排水対策が急務であり、COD、窒素、りんなど汚濁負荷をさらに削減する必要があります。
- 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼流域の汚水処理人口普及率は85.0%であり、下水道、農業集落排水施設、浄化槽などを効率的に整備していく必要があります。
- 窒素・りん除去型浄化槽の設置基数は、令和2年度目標に対して、20%以下の極めて低い達成水準であるため、設置促進に向けた取組が必要です。
- 浄化槽の性能を十分発揮させるためには、適正に設置するとともに、保守点検、清掃及び法定検査の受検など適正な維持管理の実施を徹底する必要があります。

##### イ 施策の内容

- 「ふくしまの美しい水環境整備構想」に基づく効率的な下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の整備を促進します。
- 下水道や農業集落排水施設の整備区域内の接続加入を促進します。
- 下水道等の整備区域以外の区域における単独処理浄化槽やくみ取り便槽から窒素・りん除去型浄化槽への転換を促進するとともに、啓発を強化します。
- 浄化槽の設置者、施工業者、保守点検業者及び清掃業者に対する浄化槽の設置、適正な管理の指導を強化します。

#### 【事業達成水準項目】

- 流域における汚水処理人口普及率\*

項目	現況値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
普及率 (%)	85.0	97.4

\* 汚水処理人口普及率 = ((下水道整備人口 + 農業集落排水施設整備人口 + 合併処理浄化槽整備人口) / 区域内総人口) × 100

○ 窒素・りん除去型浄化槽設置基数

項目	現況値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
設置基数 (基)	154	464

○ 「浄化槽法」第11条の定期検査の実施率

項目	現況値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
実施率 (%)	41	100

(2) 県民が一体となった水環境保全活動の活性化



ア 現状と課題

関連する主な SDGs

- 行政、地域住民、関係団体及び事業者が連携した湖岸の清掃活動やヨシの刈取り、漂着した水生植物の回収等の活動に盛り上がりが見られ、近年の「猪苗代湖クリーンアクション」の参加者数は過去最大規模を更新しています。
- 水環境保全実践活動に参加するボランティアの高齢化などにより、今後の猪苗代湖流域におけるボランティア活動の継続や人材の育成・確保に課題があります。

イ 施策の内容

- 「猪苗代湖クリーンアクション」等水環境保全活動を継続的に実施します。
- 「猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会」や「紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト会議」等を通じた情報交換や研修の場を設置し、団体間の連携を強化し、活動の拡大に努めます。
- 「きらめく水のふるさと磐梯湖美来基金」による水環境保全活動団体等への支援を行うとともに、環境アドバイザー等派遣事業等の活用による民間団体が行う講習会や研修会の充実を図ります。
- 「“うつくしま、ふくしま。”環境顕彰」や河川愛護団体表彰制度などを通じて、県民の水環境保全に関する意識の高揚を図ります。
- イメージキャラクター「水恋」、「湖春」の水環境保全活動のシンボルとして活用し、水環境保全活動の県内外へ情報発信を行い、支援体制を強化します。
- 水環境保全実践活動に参加するボランティア活動の継続のために、技術及び知見の継承を図ります。

【事業達成水準項目】

- ボランティアによるヨシ刈り・清掃活動・水草回収等の参加者数 (延べ人数)

項目	現況値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
参加者数 (人/年)	5,657	12,000

### 1 (3) 水生植物の適切な管理による水質改善

2 関連する主な SDGs



#### 3 ア 現状と課題

- 4 ○ 猪苗代湖の北岸部では、湖岸に漂着した水生植物や堆積した枯死水生植物及び生育  
5 域を拡大したヒシ群落などが汚濁負荷源となっています。  
6 ○ 猪苗代湖において行われているヨシの刈取りを野鳥の生息等の生態系に配慮した  
7 方法で拡大していく必要があります。  
8 ○ 流域における水生植物の資源化について検討が必要です。

#### 9 イ 施策の内容

- 10 ○ 生態系への影響や住民の意見に配慮し、ヒシ等水生植物の刈取船や人による刈取  
11 り・回収を行い、水質の浄化を図ります。  
12 ○ 猪苗代湖北岸部の水環境保全区域における生態系に配慮したヨシの刈取りを推進  
13 します。  
14 ○ 刈り取ったヒシやヨシ及び回収した水生植物のたい肥化等を検討します。

#### 15 【事業達成基準項目】

- 16 ○ 水生植物の回収量

項目	現況値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
回収量 (m <sup>3</sup> /年)	1, 0 5 4	3, 5 0 0

### 17 (4) 水環境にやさしい農業の推進

18 関連する主な SDGs



#### 19 ア 現状と課題

- 20 ○ 県全域で農業者の高齢化により、たい肥等による土づくりや化学肥料・化学合成農  
21 薬の低減に取り組むエコファーマーの認定面積は減少傾向にあります。今後の取組の  
22 維持・拡大を図るためにはインセンティブが必要です。  
23 ○ 農業者が行う環境と共生する農業の取組を支援するとともに、県民の理解 (認知度)  
24 を高める必要があります。  
25 ○ 農業者及び地域住民の減少によって、農業用施設の維持管理人員が不足し、施設の  
26 破損劣化への対応の遅れが懸念されます。

#### 27 イ 施策の内容

- 28 ○ 新規就農者等へのエコファーマーの積極的な認定誘導を行うとともに、「エコファ  
29 ーマーマーク」や「エコ農産物マーク」の活用による付加価値の向上を図ります。  
30 ○ 農業者の水環境保全に関する取組や土づくりの推進、土壌診断の実施や可変施肥技  
31 術等に関する技術指導や機械導入支援を行います。  
32 ○ 省力化に向けたほ場や施設の整備、ストックマネジメント強化による施設の延命を  
33 行います。  
34 ○ 省力化に向けたほ場や施設の整備、ストックマネジメント強化による施設の延命を  
35 行います。

1 【事業達成水準項目】

2 ○ エコファーマー認定件数

項目	現況値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
認定件数 (件)	872	1,260



3 (5) 水環境保全に関する調査研究等

4 関連する主な SDGs

5 ア 現状と課題

- 6 ○ 環境創造センターは猪苗代湖における定期調査及び既存データの解析に加え、流入  
7 河川からの汚濁負荷削減を目的として水生植物等を利用した水質浄化実証試験を開  
8 始しました。
- 9 ○ 水質浄化に利用した水生植物の活用や、浄化手法の社会への実装について検討の上  
10 推進する必要があります。
- 11 ○ 大学や調査研究機関等と連携し、猪苗代湖における水質悪化の解析や将来予測等の  
12 調査研究、水辺地の環境の状況や動植物の生息状況などの流域にわたった多面的な調  
13 査研究に取り組む必要があります。

14 イ 施策の内容

- 15 ○ 猪苗代湖における定期調査（流域でのイオンバランス等のモニタリング調査、大腸  
16 菌群数超過対策調査、水生植物による水質への影響確認調査等）及び既存データ解析  
17 を行い、猪苗代湖のCOD上昇の原因究明を行います。
- 18 ○ pH上昇によるりん等汚濁物質の沈降が及ぼす影響調査などの自然浄化機能に関  
19 する調査、湖内での汚濁負荷削減に関する調査、猪苗代湖の水質予測を行うためのモ  
20 デル構築等を実施します。
- 21 ○ 流入河川からの汚濁負荷削減を目的とした水生植物等を利用した水質浄化手法等  
22 の研究を実施し、水質浄化に利用した水生植物の活用や浄化手法の社会実装を推進し  
23 ます。
- 24 ○ これまでの研究結果の情報発信に努めるとともに、水質改善の検討を推進します。
- 25 ○ 環境創造センターでは国や大学などの研究機関等と連携して、調査研究を推進しま  
26 す。



27 図10 水質浄化実証試験施設のイメージパース

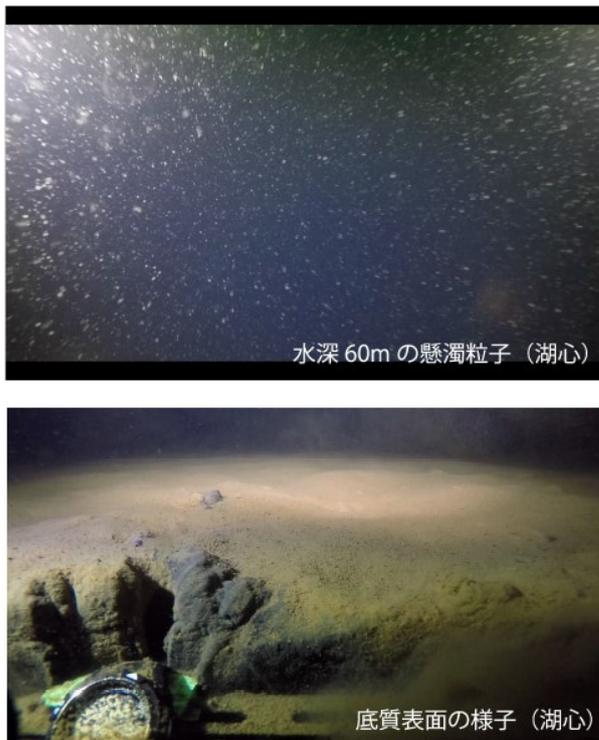


図 1 1 底層水の貧酸素化調査における猪苗代湖底の様子

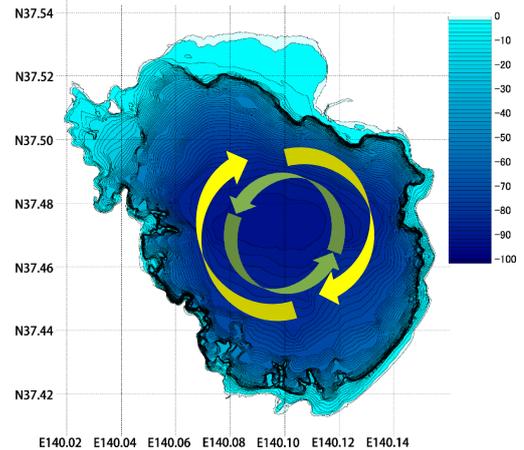


図 2 猪苗代湖の湖水流動のイメージ図

※猪苗代湖の表層の水流について、ほとんどの期間において時計回りである一方で、夏季のわずかな期間において、反時計回りであることが分かった。

7

8

9

### 3 その他の施策

#### (1) 水源かん養機能の高い森林の育成や農地の保全

##### ア 現状と課題

関連する主な SDGs



- 森林は、土砂災害防止・土壌保全及び水源かん養等多面的な機能を有しています。
- 適正な森林施業の実施や森林保全の確保を推進する必要があります。
- 林業を支える担い手の育成・確保、地域における森林整備推進のまとめ役となるリーダーの育成が必要です。
- 幅広い世代が森林づくり意識醸成活動に取り組むことが必要です。
- 水田は、地下水かん養機能、保水遊水機能、土壌保全機能や水質浄化機能などを有しています。
- 過疎・高齢化に伴う農業者の減少により農業だけではなく、集落機能の維持が困難になっています。また、鳥獣被害が年々増大し、農業者の生産意欲が減退しています。

21

##### イ 施策の内容

- 長伐期施業への転換や針広混交林への誘導等森林整備を促進します。
- 間伐を重点とした保水性の高い森林を造成し、適正な森林施業の実施や森林保全の確保を推進します。水源かん養機能の高い森林等の育成・保全により流入河川等の豊かな水量を維持し、湧水等を保全します。
- 林業労働環境や林業就業条件の改善による森林整備や林業を支える担い手を育成・確保し、地域における森林整備の推進のリーダーを育成します。
- 森林環境税の活用による県民一人一人が参画する森林づくりを促進します。

29

- 地域ぐるみの適切な農地の保全管理等を促進し、NPO法人やボランティア組織等による農地有効活用の活動を支援します。多様な担い手による遊休農地等の再生・利用を促進します。
- 浅水による水田の代かきを推奨し、浮いた稲わらなどの水路流出防止取組を普及促進します。除じんスクリーン設置を促進します。

## (2) 裸地・開発地、市街地などからの汚濁負荷低減



### ア 現状と課題

関連する主な SDGs

- ゴルフ場やスキー場、別荘地の造成等後に、植栽等が不十分な箇所から土砂流出等が発生することがあります。
- 市街地において降雨時に流出する雨水（市街地排水）が水質汚濁の一因と考えられます。
- 刈り払われた雑草類について流域における資源化、地域循環に向けた資源量の把握や回収方法、資源循環の手法等を検討の上、有効利用を推進する必要があります。

### イ 施策の内容

- 土壌の浸食防止対策や土砂の流出防止対策を推進し、浸食の大きい尾根周辺や急傾斜地の森林伐採の抑制・管理を行います。
- 植林などによる裸地の緑化及び開発地における植生管理指導並びに土砂流出防止のための施設などの整備、管理指導を行います。
- 降雨による汚濁負荷低減のための沈殿マスの適正な管理や除じんスクリーンの利用拡大を推進します。用水路の清掃などの自主的な取組を推奨します。
- 刈り払われた雑草類のたい肥化による有効利用を促進します。

### 【事業達成水準項目】

- 除じんスクリーンの設置基数

項目	現況値（令和元年度）	目標値（令和12年度）
設置基数（基）	465	729

## (3) 工場・事業場排水対策の推進



### ア 現状と課題

関連する主な SDGs

- 工場・事業場の排水基準適合率は83.3%です。
- 大規模な開発事業においては、環境影響評価の手続きが必要です。
- 家畜排せつ物の適正な管理を支援するとともに、環境と共生する農業の推進と併せて、畜産農家と耕種農家が連携しながら、各種作物に適した良質な堆肥の生産利用促進を目指す必要があります。

1 イ 施策の内容

- 2 ○ 法令等に基づく立入検査や監視を充実・強化し、排水処理施設の維持管理の監視や
- 3 排水自主測定等の実施についての指導を行い、放流水質の向上を図ります。
- 4 ○ 「福島県環境創造資金」や「福島県特定事業場等の高度処理設備設置事業」などの
- 5 融資制度や補助制度を活用し、排水処理施設の整備を支援します。
- 6 ○ 環境影響評価制度を適切に運用します。
- 7 ○ 家畜排せつ物の適正な管理を指導し、畜産農家と耕種農家の連携強化によるたい肥
- 8 の利用を促進します。
- 9 ○ 畜産クラスター事業、リース事業、制度資金など助成制度を活用します。

10 【事業達成水準項目】

- 11 ○ 排水基準適合率

項目	現況値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
適合率 (%)	83.3	100

12 (4) 観光地対策

13 関連する主な SDGs



14 ア 現状と課題

- 15 ○ 観光客が利用する宿泊施設や観光施設からの汚濁負荷の削減、キャンプ場等の排水
- 16 対策が必要です。
- 17 ○ プレジャーボート等による湖水の水質への影響が懸念されます。
- 18 ○ スキー場で利用される融雪防止剤（硫酸アンモニウム）による湖沼の水質への影響
- 19 が懸念されます。
- 20 ○ 猪苗代湖で、釣りの際の過剰なまき餌使用は水質への影響が懸念されます。
- 21 ○ 白鳥など渡り鳥の飛来地での給餌活動は、水域に有機物（汚れ）を投与しており、
- 22 餌の食べ残しや集まった渡り鳥からの排せつ物は水質汚濁の原因となります。
- 23 ○ 魚類養殖施設及び釣堀施設における残餌や排せつ物等が水質汚濁の原因となるこ
- 24 とから、適正な給餌や管理を行う必要があります。

25 イ 施策の内容

- 27 ○ 事業者に対する啓発・指導を徹底し、下水道や農業集落排水施設への接続加入を促
- 28 進します。下水道等の整備区域以外の区域における浄化槽設置者の負担軽減のための
- 29 支援により、窒素・りん除去型浄化槽の設置を促進します。
- 30 ○ キャンプ場利用に伴う排水処理の浄化設備の設置等を指導し、汚濁負荷を低減しま
- 31 す。
- 32 ○ プレジャーボート等による水質への影響把握に努めるとともに、利用者等には油分
- 33 などが水中へ排出されることが懸念される2サイクルエンジンではなく、4サイクル
- 34 エンジンのプレジャーボートの利用を求めるなど、湖水への汚濁負荷の低減を推進し
- 35 ます。また、猪苗代湖水面利活用基本計画推進協議会が規定した湖面利用の設定エリ
- 36 ア（ゾーニング）の遵守や安全利用とマナーの周知を図ります。
- 37 ○ 融雪防止剤などによる水質の影響を把握し、融雪防止剤使用量の適正化を図ります。
- 38 ○ まき餌釣りの場所・期間の制限を継続し、漁業協同組合へ協力を依頼します。

- 野生鳥獣への安易な餌付けの原則禁止を周知します。防疫上の観点から観光客等に対し、渡り鳥へ餌付けが好ましくないことを啓発します。
- 魚類養殖施設及び釣堀施設における適正な給餌や養殖池の浮遊物・沈殿物の流出防止など排水の適正な管理を指導します。

(5) 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼流域の魅力向上

関連する主な SDGs

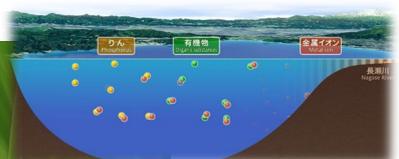


ア 現状と課題

- 日常生活において自然とふれあうことのできる親水広場等の施設が求められています。
- 湖岸等の整備に当たっては、治水・利水機能に加え、自然豊かな潤いのある美しい水辺地を整備していく必要があります。
- 景観に配慮するほか、高齢者や身体に障がいのある人などの親水広場等の利用に配慮する必要があります。
- 猪苗代湖流域の生態系など、地域の魅力を県内外に発信する必要があります。

イ 施策の内容

- 木や石などの自然に近い素材を用いた親水広場等の整備を推進し、河川沿いの法面の緑化を推進します。
- 緩勾配の護岸やスロープの設置を検討し、高齢者や身体に障がいのある人への利用を配慮します。
- 水辺地の憩いの場として、周囲の環境に調和した散歩道の整備を推進します。
- 水辺地の豊かな自然を観察することができる場所の整備を推進します。
- 裏磐梯五色沼周辺の木道等の付属施設となる展望デッキの整備や木道等の整備計画を策定し、歩道を整備します。
- 国立公園等の魅力向上のための『Fukushima, Perfect View～絶景巡礼・ふくしまビューポイント 50 選～』（猪苗代湖流域含む）を選定するとともに、選定地点における標識等を整備し、周遊ルートの策定や効果的な情報発信を行います。
- 自転車を活用した広域周遊の促進等のためコースマップ等の作成を行います。
- 猪苗代湖流域の生態系などの地域独特の魅力を県内外に発信する映像を活用し、普及・啓発を図ります。



## 1 (6) 水辺地の動植物の生息・生育環境の保護・育成

2 ア 現状と課題 関連する主な SDGs



- 3 ○ 猪苗代湖の北岸部は、国の天然記念物であるミズスギゴケの群生やヨシ、アサザ等  
4 の群落など様々な生物の生育の場として重要な役割を果たしており、「水環境保全区  
5 域」に指定されています。  
6 ○ 土地の改変は、計画の段階から十分な調査検討を行い、可能な限り生態系の保全に  
7 配慮することが重要です。  
8 ○ 湖沼の水位変動が、水辺地の環境に影響を与えることがあります。  
9 ○ 良好な水辺地景観を次世代へ継承していく必要があります。

### 10 イ 施策の内容

- 11 ○ 「水環境保全区域」を適正に保全します。ヨシ群落の生態系に配慮したヨシの刈取  
12 り、適正な管理を行います。  
13 ○ 環境影響評価制度を適正に運用し、水辺地の多様な生物の生息環境を保全します。  
14 ○ 水辺地に生息・生育する希少野生動植物の情報を収集し、知見の集積と保全に努め  
15 ます。  
16 ○ 湖沼の水位変動による水辺地の環境への影響を防ぐため関係機関と調整し、適正な  
17 管理を行います。  
18 ○ 調和と均衡のとれた水辺地の景観形成を推進します。

## 21 (7) 散乱ごみ・打ち上げごみ撤去活動の促進

22 ア 現状と課題 関連する主な SDGs



- 23 ○ 河川からのごみの流入等により、湖岸では空き缶やペットボトル、花火の燃え残り  
24 などごみの散乱が見られます。  
25 ○ 県民ボランティア等の参加により、ヨシの刈取りと併せたごみの撤去作業を実施し  
26 ています。また、各ボランティア団体等が自主的に湖岸の清掃活動等を実施していま  
27 す。  
28 ○ プラスチックによる海洋汚染防止の観点からも陸域で散乱ごみ等への対応が求め  
29 られています。

### 30 イ 施策の内容

- 31 ○ ごみの散乱防止、ポイ捨て禁止、決められた場所以外へのごみの放置禁止を啓発し  
32 ます。  
33 ○ 行政や地域住民、関係事業者等と一体となった湖岸、河川敷、道路側溝等の清掃活  
34 動（クリーンキャンペーン等）を実施します。  
35 ○ 県民ボランティア等によるヨシの刈取りと併せたごみの撤去を継続します。  
36 ○ 「猪苗代湖クリーンアクション」等水環境保全活動を継続的に実施します。

1 (8) 環境教育等の推進

2 ア 現状と課題 関連する主な SDGs



- 3 ○ 「せせらぎスクール（全国水生生物調査）」や「水との共生出前講座」、猪苗代水環  
4 境センターにおける猪苗代湖の水環境に関する展示等や環境学習会の開催により水  
5 環境保全の意識の啓発に努めています。  
6 ○ 「猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全フォーラム」は、幅広い世代の水環境保全に係  
7 る情報共有や意識の高揚を図る機会となっています。  
8 ○ 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼流域に伝わる史跡、名勝、文化財・文学碑、民話などの水  
9 文化を継承していく必要があります。  
10 ○ 水環境団体等が行う水に関わるイベントの情報発信を行う必要があります。

11  
12 イ 施策の内容

- 13 ○ 「せせらぎスクール」等に必要な教材の調査実施団体へ提供し、水に親しみながら  
14 水環境保全の大切さを学ぶ活動を支援します。  
15 ○ 「水との共生」出前講座などを開催し、水質保全意識を醸成します。  
16 ○ 猪苗代水環境センターを活用した環境学習会を開催します。  
17 ○ 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境に関する啓発用パネルの貸出し、啓発用冊子、パ  
18 ンフレット等の作成・配付、啓発用ビデオの貸出しなど、環境教材の充実を行います。  
19 ○ 湖沼の水環境保全意識やごみのポイ捨て防止などのマナー向上を促進します。自然  
20 環境に調和、かつ景観に十分配慮した立看板や標柱などを作成・設置します。  
21 ○ 「猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会」などを通じた県民、事業者、  
22 利用者等を対象としたシンポジウムやセミナーを開催します。  
23 ○ 地域におけるさまざまな水と人との関わりを深め、水をいかした地域の交流、連携  
24 を促進します。  
25 ○ 地域の発展に重要な役割を果たしてきた農業水利施設等、水に関わる地域固有の歴  
26 史的・文化的遺産などの水文化の情報発信を行います。  
27 ○ 地域において水環境保全活動に積極的に取り組む団体の活動を支援し、実践的な知  
28 識を習得する機会を提供します。

29 【事業達成水準項目】

- 30 ○ 流域におけるせせらぎスクールへの参加団体数

項目	現況値（令和元年度）	目標値（令和12年度）
参加団体数（団体）	1	モニタリング指標

- 31 ○ 猪苗代水環境センターを活用した環境学習会参加者数

項目	現況値（令和元年度）	目標値（令和12年度）
参加者数（人）	175	240

- 32 ○ 猪苗代水環境センター来訪者数

項目	現況値（令和元年度）	目標値（令和12年度）
参加者数（人）	2,700	モニタリング指標

1 第5章 計画の推進・進行管理方法

2 1 計画の推進・進行管理体制

3 この計画に基づく各種施策の推進に当たっては、国、県、関係市町村はもとより、事業  
4 者や関係団体、地域の住民、さらには県内外から訪れる観光客等一人一人の理解と協力が  
5 必要不可欠です。このため、この計画の内容については、インターネットの利用、パンフ  
6 レット等の作成配布、説明会・講習会等開催などにより周知していくものとします。

7 また、この計画の対象地域は限定的ではありますが、各種の施策は広範囲に及ぶことか  
8 ら、全庁的に推進していく必要があります。

9 このため、国、県、関係市町村、関係団体、地域住民などで構成する「猪苗代湖・裏磐  
10 梯湖沼水環境保全対策推進協議会」などと連携してこの計画で定める各種施策を実施する  
11 とともに、関係部局で構成する「福島県水環境保全対策連絡調整会議」等で施策の総合調  
12 整・進行管理を行い、これらの施策を積極的に推進します。

13 計画の推進・進行管理体制は下図のとおり。

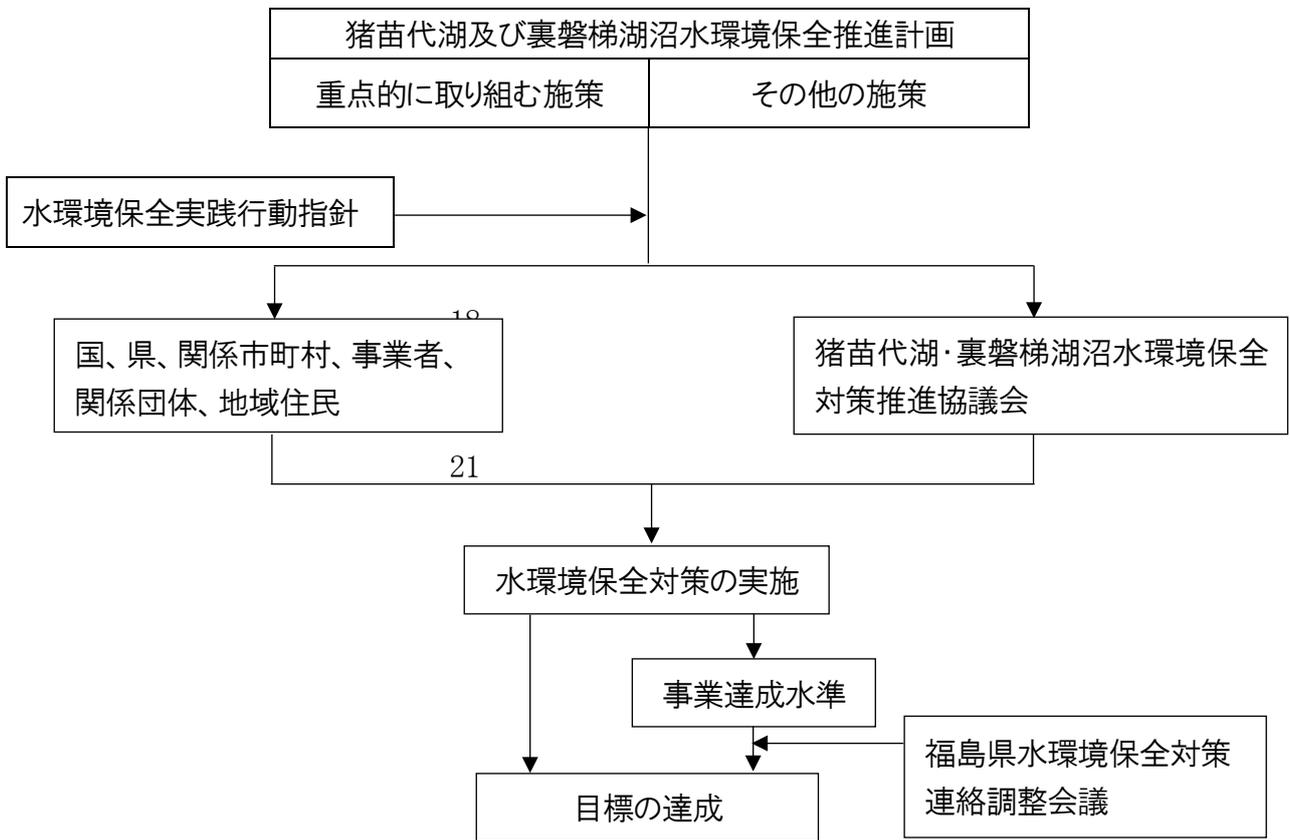


図13 計画の推進・進行管理体制

## 2 各主体の役割

推進・進行管理体制における各主体の役割を示します。

### (1) 県の役割

- 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境の保全に関し、基本的かつ総合的な施策を策定し、計画的に実施します。
- 関係市町村が策定し、実施する水環境の保全に関する施策について必要な支援を行い、市町村間の調整を図ります。
- 流域が一体となった水環境の保全に関する施策を展開するとともに、事業者、地域住民及び環境保全団体との協力・連携を図ります。
- 施策を着実に実施するため、必要に応じて国等と連携や調整を図り進めます。

### (2) 市町村の役割

- 関係市町村は、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼流域の水環境の保全に関する施策を策定し、計画的に実施します。
- 地域住民、事業者、環境保全団体などが行う水環境活動に対して、連携し、支援や調整に取り組みます。
- 地域の状況に応じた必要な水環境保全対策を推進します。

### (3) 県民及び地域住民の役割

- 県民は、県又は関係市町村が実施する水環境の保全に関する施策に協力します。
- 地域住民は、自らの生活及び行動において猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境悪化の未然防止に取り組むとともに、県又は関係市町村が実施する水環境の保全に関する施策に積極的に協力します。
- 行政や環境保全団体などが主催する保全活動に積極的に参加するとともに、自主的な環境保全活動を進めます。

### (4) 観光客等湖沼利用者の役割

- 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の利用に当たっては、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼流域の水環境の悪化を防止するために必要な措置を講じるなど、県又は市町村が実施する水環境の保全に関する施策に積極的に協力します。

### (5) 事業者の役割

- 自らの事業活動に伴う環境への負荷を低減するとともに、県、関係市町村、地域住民及び環境保全団体と協力、連携し水環境保全の取組や環境への配慮を推進します。
- 安全な生活環境の確保のため、関係法令を遵守することはもとより、廃棄物の減量やリサイクルなどの循環型システムの構築、緑化など自然との共生や快適環境の創造、リサイクルや清掃活動など地域活動に参加します。

## 3 計画の進行管理

計画に定められている施策についてPDC Aサイクルにより、定期的に進捗状況を把握し、事業の推進に反映させるとともに、達成状況について対策を検討するため、次の3点により進行管理を行います。また、毎年度、目標の現況値を把握するとともに、令和12年度の目標値と比較して達成に向けた進捗状況を確認します。

1 (1) 水質調査

2 水質保全目標の達成状況を把握するための水質調査等を実施するとともに、富栄養化  
3 又は水質悪化の兆しを的確に捉えるための調査を実施し、水環境保全対策のための事業  
4 の効果等を検証します。

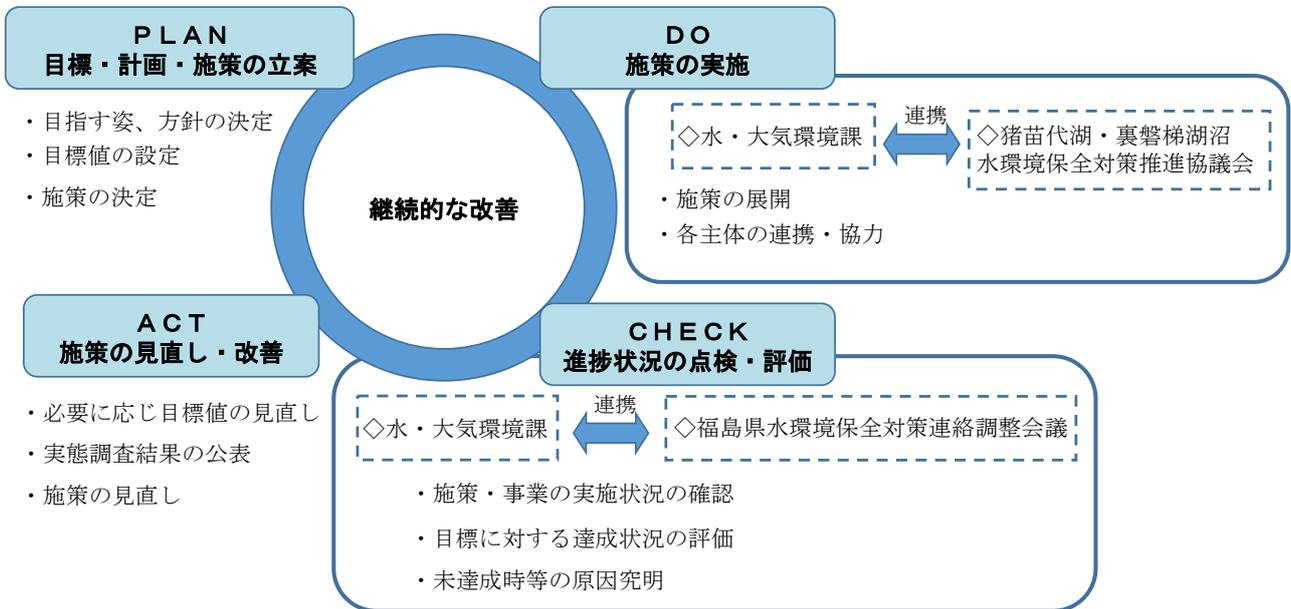
5 (2) 各種施策の進捗状況調査

6 各種事業に関連する者（実施主体、指導主体）を通じて定期的に施策の進捗状況を把  
7 握し、事業推進の進行管理に資することとします。特に、事業達成水準を設定した事業  
8 については、事業の進捗状況を数値で評価することとします。

9 (3) 水環境満足度指数調査

10 水辺地の環境目標及び流域の水循環の形成目標等の達成状況を把握するため、県民意  
11 識調査（アンケート調査）を実施し、その結果をもとに水環境満足度指数を算定し目標  
12 達成の目安とします。

13



14

15

16 4 計画の見直し

17 今後の水環境の状況の変化と社会経済情勢などに対応して、また、PDCAサイクルに基  
18 づいた進行管理により必要に応じて見直しを行います。

1 **第6章 水環境保全実践行動指針**

2 この指針は、計画推進に当たり、行政や県民事業者等が水環境保全に取り組むための具体的  
3 な行動事例を水質改善への影響などに応じて3段階のステップ（ステップ1：直ちに実践する  
4 もの、ステップ2：速やかに実践するよう努めるもの、ステップ3：計画的又は段階的に実践  
5 できるよう努めるもの）で示します。

- ステップ1〈直ちに実践〉
- ステップ2〈速やかに実践するよう努める〉
- ステップ3〈計画的に又は段階的に実践できるように努める〉

6

7 ○ ステップ1〈直ちに実践〉

8 1 行政

9 (1) 水質保全対策

10 ◆ 水質汚濁に関する調査研究

11 ① 河川、湖沼における有害物質や汚濁物質の監視を継続し、水質の状況の把握に努  
12 めるとともに、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水質汚濁のメカニズムの解明や水環境保  
13 全対策事業の効果等の検証に努めます。

14 ◆ 生活系排水対策

15 ① 浄化槽の適切な維持管理や生活排水の適正処理について、一層周知徹底を図りま  
16 す。

17 ② 下水道、農業集落排水施設及び窒素・りん除去型浄化槽の整備を促進します。

18 ③ 下水道等の処理区域内においては、下水道や農業集落排水施設へ速やかに接続す  
19 るよう周知徹底を図ります。

20 ◆ 工場・事業場排水対策

21 ① 工場・事業場に対する指導を強化し、排水処理に関する技術指導を実施すると  
22 もに、排水基準に適合するよう指導します。

23 ② 油や化学物質等の適正な取り扱いについて周知し、公共用水域及び地下水汚染を  
24 防止します。

25 ◆ 廃棄物対策

26 ① 事業者による廃棄物の適正処理を監視・指導するとともに、適正な処理技術の普  
27 及を図ります。

28 ② 廃棄物の減量化とリサイクルの重要性について広く県民に啓発します。

29 ③ 廃棄物の不法投棄防止のための啓発に努め、水辺地等の生態系保全に努めます。

30 ◆ 水質汚濁事故防止対策

31 ① 家庭での灯油の取り扱いについて注意を促し、不注意による油流出事故の未然防  
32 止に努めます。

33 ② 水質汚濁事故発生時には関係機関の連携を密にし、被害拡大の防止に努め  
34 ます。

35 (2) 水辺地の環境保全対策

36 ◆ 水辺地の清掃等

37 ① 湖岸の巡回や地域住民に対する啓発など、積極的に推進します。

1 ◆ 水辺地の景観形成

- 2 ① 水辺地の景観を守るため、公共施設の建設や道路の整備、河川改修などの公共事  
3 業を行う場合は、「福島県公共事業等景観形成指針」に基づき周囲の景観に配慮しま  
4 す。

5 (3) 意識啓発

- 6 ① 空き缶やたばこの吸い殻のポイ捨て防止について、県民はもとより、観光客に対  
7 しても意識の啓発に努めます。  
8 ② 節水意識の高揚や雨水の利用促進など、水を大切にすることの普及・啓発に努め  
9 ます。  
10 ③ 学校における環境教育や水辺地観察会などの環境学習、体験学習、環境情報の提  
11 供を積極的に行います。  
12 ④ セミナー、研修会、講習会等を実施し、水環境の現状や対策について周知するこ  
13 とにより、一人一人の行動の意識の醸成を図ります。  
14 ⑤ 水環境を守る活動をしている団体を支援し、相互に連携できる体制づくりに努め  
15 ます。

16 (4) 支援

- 17 ① 窒素・りん除去型浄化槽の設置を促進するために必要な支援に努めます。  
18 ② 市町村は、下水道処理区域内において各家庭が行う水洗化に対して、改造資金の  
19 融資あっせんや利子補給を行い支援します。  
20 ③ 工場・事業場の設置者が行う排水処理施設の設置、改善等に対しては、低利の資  
21 金を融資（福島県環境創造資金など）し、事業者の排水処理対策を推進します。  
22 ④ 家畜排せつ物対策として、畜産クラスター事業、リース事業、制度資金などの制  
23 度により、家畜排せつ物処理・保管施設の整備を推進します。  
24 ⑤ 水環境保全活動を行う団体に対して「きらめく水のふるさと磐梯湖美来基金」を  
25 活用して支援します。  
26 ⑥ 水環境保全活動を通じた地域づくり事業を行う団体に対しては「地域創生総合支  
27 援事業（サポート事業）」等により支援します。  
28 ⑦ 環境教育用又は啓発用の資料を作成し、配布や貸出しするなど環境情報を提供す  
29 るとともに、環境学習の機会の充実に努めます。

30  
31 2 県民

32 (1) 家庭での取組

33 ◆ 水質浄化

- 34 ① 下水道や農業集落排水施設の未整備区域では、窒素・りん除去型浄化槽の設置に  
35 努めます。  
36 ② 浄化槽の維持管理を専門の業者に委託している場合でも、点検時に立ち会うなど  
37 管理を任せきりにせず注意を払うとともに、浄化槽法に基づく法定検査を受検しま  
38 す。  
39 ③ 下水道や農業集落排水施設が整備された地区では速やかな接続に努めます。

1 ◆ 生活排水対策

- 2 ① 台所の流しには、ろ紙袋をかぶせた三角コーナーや目の細かいストレーナーなど  
3 をつけ、調理くずや食べ残しを流さないようにします。  
4 ② 米のとぎ汁は、庭木や花壇にまいて肥料として利用します。  
5 ③ 天ぷら油はこし紙等で汚れを取り除いて繰り返し使用し、やむを得ず捨てる場合  
6 は、古紙やぼろ布などにしみ込ませたり、市販の油固化剤を使用し、燃えるごみと  
7 して処理します。  
8 ④ 食器や鍋などのひどい汚れや油をゴムべらなどで拭き取ってから洗います。  
9 ⑤ 洗剤を適量使用し、洗剤の無駄をなくします。

10 ◆ 節水、水循環

- 11 ① 風呂の残り湯は洗濯に使用するなど有効に使います。

12 ◆ その他

- 13 ① 下流域の水環境に配慮し、家庭における灯油等の取扱いには十分注意します。

14 (2) 地域での取組

15 ◆ 地域の清潔保持

- 16 ① 空き缶やたばこの吸殻などのごみのポイ捨ては、絶対にしないようにします。  
17 ② 洗車は排水処理施設を備えた洗車場で行い、自宅で洗車するときは、バケツに水  
18 を汲んで行うなど節水を心がけます。  
19 ③ 用水路などの清掃時にごみを回収するとともに、刈払いを行ったときに出る雑草  
20 類を水路に流さないようにします。

21 ◆ レジャー等における水域利用

- 22 ① キャンプに出かけたときなど、野山、岸边等のごみや花火の燃え残りは持ち帰  
23 ります。また、動植物などを傷つけないように注意します。  
24 ② キャンプ場では、できるだけ洗剤を使用しないなど、水を汚さないようにします。  
25 ③ 釣りに出かけた際は、釣り糸などにより水辺地の動植物を傷つけないように注意  
26 し、余った餌やごみは持ち帰るようにします。  
27 ④ まき餌による釣りを行う場合は、必要以上に餌を使用しないようにします。

28 ◆ 農作業時の注意

- 29 ① 水田の代かき後に浮いた稲わらなどは極力すくい取り、水路に流さないようにし  
30 ます。  
31 ② 施肥及び用水の管理を適切に行い、農用地から公共用水域への窒素・りん  
32 低減に努めます。

33  
34 3 観光客等湖沼利用者

35 (1) 清潔保持、生態系保全

- 36 ① 観光やレジャーで訪れる湖沼、公園、キャンプ場、湖水浴場などにおいては、ご  
37 みを投棄せず、ごみの持ち帰り運動に協力します。  
38 ② 水辺地の動植物を傷つけないようにするとともに、生態系の保全に努めます。

39 (2) キャンプ場

- 40 ① キャンプ場では、調理くずや食べ残しを流さないようにします。

② キャンプ場では、できるだけ洗剤を使用しないなど、水を汚さないようにします。

### (3) 釣り

① 釣りに出かけた際は、釣り糸などにより水辺地の動植物を傷つけないように注意します。

② 余った餌やごみは持ち帰るようにします。

③ まき餌による釣りをを行う場合は、必要以上に餌を使用しないようにします。

### (4) プレジャーボート

① プレジャーボートの利用に際しては、猪苗代湖水面利活用基本計画推進協議会が規定した遊泳者、手こぎボート、プレジャーボート等の湖面利用の設定エリア（ゾーニング）を遵守するなど、湖水浴客などの利用者や付近の住民に迷惑をかけないようにするとともに、自然にも配慮します。

② 給油時に燃料をこぼしたり、走行中に底泥を攪拌しないようにします。

③ 2サイクルエンジンのプレジャーボートの使用はやめ、4サイクルエンジンのプレジャーボートの使用に努め、湖水を汚さないようにします。

④ 残ったオイルを浜や湖に流して捨てたり、オイル缶を捨てて帰らないようにします。

## 4 事業者

### ◆ 組織づくり、社員・従業員教育

① 湖岸や市街地、道路側溝、河川等の清掃など、地域で行う環境保全活動に積極的に取り組むとともに、社員や従業員が自発的に活動に取り組むことを推奨します。

### ◆ 工場・事業場の建設工事の排水対策

① 建設工事中は、アルカリ性の排水、懸濁性の排水などの流出を抑えるなど、建設工事に伴う排水対策に努めます。

### ◆ 工場・事業場における排水の適正処理

① 下水道に排水している事業場では、下水道への排除基準を遵守します。

② 排水処理施設の維持管理を専門の業者に委託する場合でも、点検時に立ち会うなど管理を任せきりにせず、排水処理施設の状態に注意を払います。

③ 排水の水質測定を自主的かつ定期的に実施し、排水基準に適合していることを確認します。

④ 放流先の河川などの状況を観察し、排水による影響の有無を確認します。

### ◆ 工場・事業場における化学物質対策

① 水質汚濁防止法などに規定された有害物質を取り扱う場合には、適正な管理、使用、処理に努め、公共用水域や地下水の汚染を防止します。

② 化学物質の使用に当たっては、保管や使用などに留意し、管理体制の整備に努めます。

### ◆ 水質汚濁事故防止対策

① 貯油施設、送油施設の定期点検の実施や給油操作ミス防止を徹底し、油類の漏出防止に努めます。

② 化学物質、油等の輸送時には、交通事故等に伴う水質汚濁事故に十分注意します。

- ③ 油等が流出してしまったときは、被害を最小限とするよう迅速に対策を講ずるとともに、速やかに消防署、市町村、県地方振興局等の関係機関に通報します。

◆ 工場・事業場における廃棄物処理対策

- ① 環境に優しい製品、リサイクル可能な製品の使用を心がけ、事業活動に伴って発生する廃棄物は、事業者処理責任を基本に適正処理を行うとともに、減量化、再資源化及び再利用を計画的に進めます。

◆ 飲食店等における対策

- ① 飲食店や旅館等では、食器洗浄時の洗剤の適量使用、食物残さの適正処理に努めます。
- ② 利用者や宿泊客に湖利用のマナー遵守や水環境保全活動への参加を呼びかけます。

## 5 連携協働による取組

行政による水質保全対策（生活系排水対策）、県民による家庭での取組（水質浄化や汚水の流出防止）、観光客等湖沼利用者によるキャンプ場などでの水質保全への取組について連携協働を図り、さらに効果が上がるものとしします。

## ○ ステップ2〈速やかに実践するよう努める〉

### 1 行政

#### (1) 水質保全対策

◆ 農畜産系排水対策

- ① 化学合成農薬や化学肥料の適正使用について周知するなど、環境と共生した農業を推進します。
- ② 家畜排せつ物の適切な処理と堆肥・きゅう肥のリサイクルを促進し、畜産経営に関わる環境保全を進めます。

◆ その他

- ① 市町村、関係機関、関係団体等と連携し、流域が一体となった水質保全対策に努めます。

#### (2) 水辺地の環境保全対策

◆ 水辺地の親水性保全

- ① 水辺地の動植物の実態を把握するための調査を進め、保護・育成に努めます。

◆ 水辺地の清掃等

- ① 市街地や道路、道路側溝、宅地等の清掃活動を推進します。

#### (3) 流域の水循環の形成対策

◆ 水源かん養機能の維持向上

- ① 治山・治水事業等の公共事業の実施に当たっては、周囲の自然環境の保全に十分配慮します。
- ② 流域住民等の交流を促進し、水を育み守っている森林等の役割の重要性について啓発を進めます。
- ③ 大規模開発に対しては、環境影響評価制度により水環境に及ぼす影響を予測、評価するとともに、汚濁防止のための対策を指導します。

1 ◆ 節水、水循環

2 ① 公共施設においては、節水対策に努めるとともに雨水利用の推進を図ります。

3 (4) 意識啓発

4 ① 県民や事業者に対して、環境への負荷の少ない生活や事業活動について提案し啓  
5 発に努めます。

6  
7 **2 県民**

8 (1) 家庭での取組

9 ◆ 節水、水循環

10 ① 流しっぱなしを防止するなど、節水に心がけます。

11 ② 雑用水や防火用水などへの雨水利用を積極的に進めます。

12 (2) 地域の取組

13 ◆ 地域の清潔保持

14 ① 湖岸や市街地、道路側溝、河川等の清掃活動に積極的に参加します。

15 ◆ イベントへの参加

16 ① 「せせらぎスクール」など、河川の水生生物の生息調査や水に関わるイベントに  
17 積極的に参加します。

18 ② 地域で行われる水環境保全に向けた取組、ボランティア活動など積極的に参加し  
19 ます。

20 ③ 水に関わる伝統行事等の保存・継承のため、地域の祭りなどに積極的に参加しま  
21 す。

22  
23 **3 観光客等湖沼利用者**

24 ◆ 水環境保全活動への参加

25 ① 湖岸清掃、ヨシの刈取り及び漂着した水生植物の回収などの水環境保全活動に積  
26 極的に参加します。

27  
28 **4 事業者**

29 ◆ 組織づくり、社員・従業員教育

30 ① 環境問題に関する研修会には積極的に参加するとともに、社内においても研修を  
31 実施し、社員や従業員の環境意識の高揚を図ります。

32 ◆ 工場・事業場における排水の適正処理

33 ① 水質汚濁防止法などによる排水規制対象外の工場・事業場にあつては、県が定めた  
34 「福島県小規模事業場排水対策指導指針」に基づき排水を適正に処理します。

35 ◆ 工場・事業場における工程内対策

36 ① 使用した機械器具類を洗浄する前には固形物などは、布や紙で拭き取ったり、機  
37 械器具類を洗浄した後の水にごみ等が混入しないよう極力スクリーンなどで固形  
38 物を取り除きます。

39 ② 製造工程での汚れの発生量、汚れの特性や度合いなどを把握した上で、工程を見  
40 直し、水質汚濁物質の発生を抑えます。

1 ◆ 工場・事業場における節水、水循環

- 2 ① 毎日の作業で水の使用量を減らすための作業手順を決めて、これを着実に実行し  
3 ます。

4 ◆ 水質汚濁事故防止対策

- 5 ① 水質汚濁事故を発生させないよう従業員教育などを徹底します。  
6 ② 水質汚濁事故発生時の対応マニュアルの作成、夜間を含めた事故対応体制の整備、  
7 汚染拡大を防ぐための器具、薬剤の整備に努めます。  
8 ③ 水質汚濁事故発生を想定した訓練を実施し、万一の事故発生に備えます。

9  
10 5 連携協働による取組

11 行政による水質保全対策（市町村、関係機関、関係団体等と連携し、流域が一体となっ  
12 た水質保全対策、県民による地域の取組（地域の清潔保持やイベントへの参加）、観光客等  
13 湖沼利用者による水環境保全活動への参加などの取組について連携協働を図り、さらに効  
14 果が上がるものとしします。

15  
16 ○ ステップ3 〈計画的に又は段階的に実践できるように努める〉

17 1 行政

18 (1) 水質保全対策

- 19 ① 市街地において、降雨時等に流出する汚濁負荷の削減対策に努めます。  
20 ② 水の利用の調整などにより、河川流量の確保に努めます。

21 (2) 水辺地の環境保全対策

22 ◆ 水辺地の親水性保全

- 23 ① 河川や猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の護岸などの改修に当たっては、水辺地の動植物  
24 や自然景観に配慮して事業を実施します。  
25 ② 親水護岸などの整備により、水に親しめる環境づくりを進めます。  
26 ③ 親水公園や護岸の整備に当たっては、子どもやお年寄り、身体に障がいのある人  
27 などに配慮した施設整備を行います。  
28 ④ 水辺地の整備に当たっては、住民の意見を聴くなどしてその反映に努めます。

29 ◆ 水文化の形成

- 30 ① 地域で行われている水に関わる伝統行事については、守り伝え、さらに広めてい  
31 くための支援を行うとともに、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼に係る新しい水文化の創造  
32 に努めます。

33 (3) 流域の水循環の形成対策

34 ◆ 水源かん養機能の維持向上

- 35 ① 森林の適正な整備、荒廃した農地の有効活用等を支援するとともに、公有林を適  
36 正に維持管理し、水環境を保全します。

37 ◆ 節水、水循環

- 38 ① 庁舎、公共施設、公営住宅等において、雨水貯溜設備を設置するなど、水循環に  
39 配慮した設備の導入を図るとともに、県民及び事業者に対しても普及啓発に努めま  
40 す。

1      **2 県民**

2      (1) 家庭での取組

3          ◆ 節水、水循環

- 4              ① 住居に雨水貯溜設備を設置するとともに、所有地では、非舗装面の 確保や緑化に  
5              努め、雨水の利用を図ります。

6      (2) 地域の取組

7          ◆ イベントへの参加

- 8              ① 流域が一体となって行う河川愛護運動やイベントを通じて、上下流の住民の交流  
9              を図ります。  
10             ② 水辺地に生息する貴重な動植物の保護活動に参加し、生育環境の保全に努めます。

11  
12     **3 事業者**

13         ◆ 組織づくり、社員・従業員教育

- 14             ① 環境に関する経営方針や各種目標の設定により、事業活動に伴う環境負荷を減ら  
15             します。

16         ◆ 工場・事業場の設置に当たって

- 17             ① 工場等の敷地や駐車場に雨水貯溜設備を設置するなど、雨水の利用を推進します。

18         ◆ 工場・事業場における節水、水循環

- 19             ① 工場や事業場への節水型機器の導入、工場で使用される水の循環利用や再利用に  
20             より、節水等に努めます。

21  
22     **4 連携協働による取組**

23         行政による水辺地の環境保全対策（水辺地の親水性保全や水文化の形成）、県民による地  
24         域の取組（イベントへの参加）などの取組について連携協働を図り、さらに効果が上がる  
25         ものとしします。

1 ○ 資料編

2 1 用語解説

3 <あ行>

4 ○猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群水環境保全区域等保全指針

5 「猪苗代湖北岸部水環境保全区域」や猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水辺地を適切に保全すると  
6 ともに、ヨシ群落等が有している水質浄化機能の維持・増大と活用を図るための施策の方向を  
7 定めた指針です。(平成17年3月策定)

8

9 ○猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進員

10 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境の保全のため、湖岸の巡回や水環境保全実践行動指針の普  
11 及啓発を行っています。猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会長が委嘱しています。

12

13 ○猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会 (P. 51 参考2参照)

14

15 ○猪苗代湖環境保全推進連絡会

16 会津若松市、郡山市及び猪苗代町で構成され、連携、協力して猪苗代湖の水環境を保全する  
17 ための施策を総合的に推進しています。(平成13年2月設立)

18

19 ○猪苗代湖水質保全対策検討委員会

20 猪苗代湖の水質保全対策について検討するため、土木工学、農業土木、微生物学、水質工学、  
21 湖沼工学の各分野の5名の専門家から構成される委員会として平成21年7月に設置されまし  
22 た。平成23年2月に検討結果を提言書「猪苗代湖の今後の水質保全対策について」(別記参照)  
23 として取りまとめ県に提出しました。

24

25 ○猪苗代湖水面利活用基本計画推進協議会

26 猪苗代湖水面利活用基本計画に基づき適切な水面利活用を図るための各種施策を定め、総合  
27 的かつ計画的に推進することを目的に、国、県、関係市町、関係団体等により平成6年12月  
28 に設立されました。

29

30 ○猪苗代湖水面利活用基本計画

31 猪苗代湖における水面の安全かつ快適な利用と猪苗代湖の良好な自然環境の保全を図るた  
32 め、区域の特性に応じてエリア区分を行い、エリアごとに利活用方針を定めた計画です。(平成  
33 6年3月策定)

34

35 ○“うつくしま、ふくしま。”環境顕彰

36 県内の環境保全活動に積極的に取り組み、顕著な功績のあった個人又は団体を県知事が顕彰  
37 するものです。

38

39 ○エコファーマー

40 「福島県持続性の高い生産方式の導入に関する指針」に基づき県の認定を受け、たい肥など

1 による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の低減（通常の栽培方法による使用量から2割以上  
2 削減）を一体的に行う農業生産方式を導入している農業者の方々です。

3

4 ○汚濁負荷（量）

5 水質を汚濁する物質が、一定期間内に水質に与える影響の総量を表したものであり、排水な  
6 どの濃度と排水量の積で算出されます。

7

8 <か行>

9 ○合併処理浄化槽

10 微生物の働きなどを利用して、し尿と併せて、台所、風呂場等から生じる生活雑排水を浄化  
11 する施設です。

12

13 ○環境アドバイザー等派遣事業

14 環境分野の第一線で活躍している県内の学識経験者などを県が環境アドバイザーとして委  
15 嘱し、市町村、公民館又は各種団体などが開催する環境に関する講演会や研修会などに講師と  
16 して派遣する制度です。

17

18 ○環境影響評価（環境アセスメント）

19 大規模開発事業などの環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業の実施に際し、その事業  
20 が環境に及ぼす影響について事前に調査、予測及び評価をし、その結果に基づいて事業の内容  
21 を見直したり、環境保全対策を講じようとするもので、環境の悪化を未然に防止するための制  
22 度です。

23 ○「きらめく水のふるさと磐梯」<sup>みずみらい</sup>湖美来基金

24 猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会の活動の一環として、湖美来クラブ会員会  
25 費、寄付、募金を財源とした基金を設立（平成14年7月）しました。基金はクラブ運営に使  
26 われるほか、猪苗代湖・裏磐梯湖沼流域で行われる水環境保全活動に対する助成金として活用  
27 されています。

28

29 ○下水道（公共下水道）

30 主として市街地の下水を排水・処理するために地方公共団体が管理する下水道です。家庭や  
31 工場などからの下水は道路の下に敷設された下水管渠に流入し、その流末に設置された終末処  
32 理場で処理後に河川などに放流されます。

33

34 ○高度処理施設

35 通常の生物処理では処理できない窒素やリンの除去能力が高い污水处理施設のことです。

36

37 ○個人設置型浄化槽

38 個人が設置主体となり設置する浄化槽です。

39

1 ○紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト会議

2 本プロジェクト会議は、平成20年2月に設立された「猪苗代湖水環境保全関係団体等連絡  
3 会議」（72団体）の部会とし、同会議の参加団体を含め、水環境保全に関する実践活動を実施  
4 している団体及び学識経験者をもって構成します。

5 猪苗代湖に関わりをもつあらゆる主体の共通認識の下、水環境保全に向けた活動を一丸とな  
6 っていくことを目的とし、平成24年度から活動を進めております。

7

8 <さ行>

9 ○COD（化学的酸素要求量）

10 Chemical Oxygen Demand の略で、水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される  
11 酸素の量で、湖沼、海域の有機汚濁の程度を示す代表的な指標です。

12 この値が大きいほど有機物が多く、汚れていることを示します。

13

14 ○自然環境保全等に配慮した事業の手引き

15 農業農村整備事業における「自然環境保全等に配慮した事業を実施するため、調査・計画か  
16 ら事業完了後の事後調査までの各段階で、必要とされる基本的な考え方を示す手引きです。（平  
17 成14年11月策定）

18

19 ○市町村設置型浄化槽

20 浄化槽の面的整備を促進するため、市町村が自ら設置主体となり設置する浄化槽のことです。

21

22 ○浄化槽法定検査

23 浄化槽の工事及び維持管理が適正に実施され、正常に機能しているかを確認するために行わ  
24 れる検査で、使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月間以内に行う浄化槽法第7条検査と、  
25 年1回定期的に行う第11条検査があります。

26

27 ○秋<sup>しゅうこう</sup>耕

28 稲刈り後に耕うん機やトラクターなどを使って、水田を耕すことです。稲わらや稲株等を土  
29 に混ぜることで、土の中で稲わら等が腐熟し、春の代かき時の浮きわらを防ぐことができます。

30

31 ○福島県小規模事業場排水対策指導指針

32 法令等による排水基準の適用を受けない小規模な工場又は事業場からの排出水の処理につ  
33 いて、適切な取組がなされるように指導基準などを定めた指針です。

34

35 ○除じんスクリーン

36 水路などに設置し、ごみや刈り払われた雑草類等が水路に流出することを防止するために設  
37 けられるものです。

38

1 ○<sup>しんこうこんこうりん</sup>針広混交林

2 針葉樹人工林に広葉樹を交えた森林のことです。種組成が豊富になることや、齢の異なる針  
3 葉樹上木と広葉樹下木で伐採時期がずれるため相対的に長い伐期の計画が組めるなどの特徴が  
4 あります。

5

6 ○水源かん養

7 降雨を地表や地中に一時的に蓄えるとともに、地下に浸透させ、降雨が河川などに直接流入  
8 するのを調節し、下流の洪水の防止、地下水の水量を維持・増進する自然の働きのことです。

9

10 ○水質環境基準

11 環境基本法に基づき川や湖沼、海などの水質汚濁の状況について維持することが望ましい基  
12 準として定められたものです。人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）と生活環境の保  
13 全に関する環境基準（生活環境項目）があります。

14

15 ○せせらぎスクール

16 県では、水生生物による調査を「せせらぎスクール」として、調査を行う小・中・高等学校、  
17 各種団体等に必要な教材を提供するなどの支援を行っています。

18

19 ○全窒素

20 窒素は、自然界では植物体などに含まれ、降雨などに伴い山林・田畑から流出し、水中を移  
21 動します。また、人為的には、生活排水及び畜産排水などに含まれています。全窒素は、水中  
22 の様々な形の窒素を全体として測定したものであり湖沼や海域の富栄養化を測る代表的な指標  
23 として利用されています。

24

25 ○全りん

26 りんは、自然界では地殻を構成する岩石や土壌に含まれ、降雨などに伴い山林・田畑から流  
27 出し、水中を移動します。また、人為的には、生活排水、工場排水及び畜産排水などに含まれ  
28 ています。全りんは、水中の様々な形態のりんを全体として測定したものであり、湖沼や海域  
29 の富栄養化を測る代表的な指標として利用されています。

30

31 ○<sup>そくじょうせひ</sup>側条施肥

32 水稻の田植えと同時に、苗の近くの土中に肥料を施す方法で、施肥量を通常量より1～2  
33 割程度少なくできる肥料の施し方です。

34

35 <た行>

36 ○多自然川づくり

37 河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川  
38 が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するため、河

1 川管理全般を視野に入れた川づくりを行うことです。

2

3 ○単独処理浄化槽

4 し尿だけを処理する浄化槽のことです。

5

6 ○地域森林計画

7 森林法第5条に基づき、知事が全国森林計画に即して、各森林計画区の私有林について5年  
8 ごとに10年を一期としてたてる計画で、地域に応じた森林整備の目標等を明らかにするとと  
9 もに、市町村森林整備計画において計画事項を定めるに当たっての指針となるものです。

10

11 ○地域創生総合支援事業（サポート事業）

12 民間団体等が行う地域づくり活動や、過疎・中山間地域の集落等が行う再生事業に対して支  
13 援を行う事業です。

14

15 ○窒素・りん除去型浄化槽

16 窒素及びりんの除去機能を有する高度処理型の浄化槽のことです。

17

18 ○鳥獣保護事業計画

19 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、野生鳥獣の保護管理事業を実施す  
20 るために定める5か年計画です。

21

22 ○<sup>ちょうぼうきせぎょう</sup>長伐期施業

23 人工林で伐採される標準的な林齢（およそ40～50年）の概ね2倍程度（80～100年）  
24 まで伐採林齢を伸ばした施業のことです。

25

26 ○田園環境整備マスタープラン

27 地域において食料の安定供給と共に自然と共生する環境を創造するため、農村地域自らが  
28 個々の特性を踏まえ、将来の地域のあり方を定めた基本プランです。

29

30 <な行>

31 ○<sup>なえぼこせひ</sup>苗箱施肥

32 水稻の生育期間に必要な窒素全量を苗を育てる箱の中に施肥する方法です。田植えと同時に  
33 苗とともに田んぼに肥料が持ち込まれ、株元に施肥されているため、通常の施肥量よりも2割  
34 程度少なくできる肥料の施し方です。

35

36 ○農業集落排水施設

37 農業用排水の水質保全と農村地域の生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質の保  
38 全に寄与することを目的として、原則として農業振興地域における、し尿、生活雑排水などの

1 汚水を処理するため、整備が進められています。

2

3 <は行>

4 ○pH（水素イオン濃度）

5 水の酸性とアルカリ性の度合いを示す指標です。中性の水はpH7で、7よりも小さいものは酸性、7より大きいものはアルカリ性といえます。通常の淡水はpH7前後で、海水はややアルカリ性でpH8前後です。

8

9 ○BOD（生物化学的酸素要求量）

10 Biochemical Oxygen Demandの略。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁程度を示す代表的な指標です。この値が大きいほど有機物が多く、汚れていることを示します。

13

14 ○肥効調節型肥料<sup>ひこうちょうせつがたひりょう</sup>

15 水稻の生育に必要な窒素全量を田植前の施肥1回で行うことができる肥料です。肥料の溶け出し方を様々な方法で調整することで、肥料の利用率が高まり、施肥量を通常の量よりも少なくすることができます。

18

19 ○富栄養化

20 藻類や植物性プランクトンは太陽光線を受けて増殖し、これらが枯死し腐敗する過程で窒素やりんを水中に放出します。このサイクルによって湖沼などの閉鎖性水域で窒素やりんなどの栄養塩類の濃度が増加していく現象を富栄養化といえます。本来は数千年かかるこの現象が、近年では生活排水や肥料などが流れ込むことによって急激に加速されています。富栄養化になると植物プランクトンが異常繁殖し、赤潮やアオコが発生します。これが進むと水中の溶存酸素が不足し、魚類や藻類が死滅し水は悪臭を放つようになります。

26

27 ○ふくしま環境活動支援ネットワーク

28 県民を始め、民間団体、事業者、行政等の様々な主体が連携・協働して環境保全活動に取り組んでいくことができるよう、総合的に支援する仕組みとして平成21年度に設立されたネットワークです。（事務局：福島県生活環境総務課）

31

32 ○福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例

33 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼は豊かな自然に恵まれた良好な水環境を有しており、広く県民に恩恵をもたらすとともに、国民共有の財産です。この条例ではこのかけがえのない猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境の悪化を未然に防止し、美しいままに将来の世代に引き継いでいくことが我々の使命であるとの理念を明記し、その理念を実現するため、富栄養化を防止し、良好な水環境を保全していくための対策について規定しています。（平成14年3月制定）

38

39

- 1 ○福島県環境基本計画  
2 福島県の環境の保全に関する施策について総合的かつ長期的な目標及び施策の基本的方向  
3 を定めた計画で、県の総合計画と将来展望を共有しながら、令和4年度を初年度として令和1  
4 2年度を目標年度とする9か年計画です。  
5
- 6 ○福島県環境創造資金  
7 中小企業者が行う環境保全のための施設等の設置・改善又は工場・事業場の移転若しくは廃  
8 棄物の処理のための施設の設置・改善等に必要な資金を、県のあっせんにより取扱金融機関を  
9 通じて融資する制度です。  
10
- 11 ○福島県公共事業景観形成指針  
12 国、地方公共団体が実施する公共事業に関する景観形成のため、福島県景観条例第22条に  
13 基づき定めた指針です。県はこれを遵守するとともに、国、市町村等に対しては、同指針に配  
14 慮した公共事業の実施を要請するものです。〈平成11年3月策定〉  
15
- 16 ○福島県総合計画  
17 県が目指す将来の姿、基本目標やその実現のために行う取組などを示し、その実現に向けて  
18 県民、民間団体、企業、市町村、県など県内で活動するさまざまな主体がともに力を合わせて  
19 取り組んでいくために県全体として共有する指針となるもので、子どもたちが親の世代となる  
20 30年程度先を展望しながら、令和4年度を初年度として令和12年度を目標年度とする9か  
21 年計画です。  
22
- 23 ○福島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画  
24 家畜排せつ物の適切な管理と家畜排せつ物から生産されるたい肥等の有効利用を促進し、本  
25 県の畜産や農業の健全な発展を図るため、家畜排せつ物の利用目標や施設整備の方向性を定め  
26 た計画です。(平成21年9月策定)  
27
- 28 ○福島県水環境保全基本計画  
29 県内の水環境について総合的かつ計画的に水環境保全施策を展開していく上での基本方針  
30 を示す計画です。(令和4年3月改定)  
31
- 32 ○ふくしまの美しい水環境整備構想  
33 生活環境の改善や公共用水域の水質保全などを図るため、下水道、農業集落排水施設、合併  
34 処理浄化槽などの役割分担と整備スケジュールなどについて、平成22年度にまとめた総合的  
35 な汚水処理構想です。  
36
- 37 ○プレジャーボート  
38 海、湖沼又は河川において行うスポーツやレクリエーション等のレジャーを主目的に使用さ  
39 れるヨット、クルーザー、モーターボート、水上オートバイなどの船舶の総称で、漁船、貨物  
40 船以外の船舶をいいます。

1 ○フロック（化）

2 凝集作用によって生成した大きな粒子で、浮遊物の集合体のこと。猪苗代湖においては、鉄  
3 やアルミニウムの水酸化物やりん酸化物が汚濁物質を吸着して生成する。

4

5 <ま行>

6 ○水環境保全区域

7 ヨシ等抽水植物やアサザ等浮遊植物の群落が形成されており、高い水質浄化機能が期待され  
8 るとともに、これら植物群落が鳥類や魚類等の生息地となっているなど生態系上も重要な役割  
9 を果たしている区域で「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」によ  
10 り指定された区域を指します。平成16年3月に猪苗代湖北岸部を水環境保全区域に指定しま  
11 した。水環境保全区域では、良好な水環境を保全するため、建築物の新築や木竹の伐採などの  
12 行為が制限されています。

13

14 ○身近な水質指標

15 県民自らが身近な河川などの水質調査を実施したり、水質を保全するための実践活動を進め  
16 たりする際、水の汚れの状況を判断するための分かりやすい目安となるもの。

17

18 ○モニタリング指標

19 目標値の設定が困難又は不適當であるが、毎年状況を把握し、公表することが望ましいもの  
20 です。

21

## 2 参考1

### 福島県水環境保全対策連絡調整会議設置要綱

#### (目的)

第1 水環境の保全対策に関し関係部局との連絡調整を図り、その対策を総合的かつ計画的に推進するため、福島県水環境保全対策連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

#### (協議事項)

第2 連絡調整会議は、水環境の保全対策に関する次の事項について協議調整等を行う。

- (1) 福島県水環境保全基本計画に関すること。
- (2) 水環境の保全対策に係わる施策の総合調整に関すること。
- (3) その他水環境の保全対策に必要な事項に関すること。

#### (組織)

第3 連絡調整会議は、生活環境部次長（環境共生担当）の職にある者及び別表に掲げる職にある者（以下「構成員」という。）をもって組織する。

2 連絡調整会議に議長を置き、生活環境部次長（環境共生担当）の職にある者をもってこれに充てる。

3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

4 連絡調整会議に、生活環境部水・大気環境課長及び構成員の指名する職員をもって構成する幹事会を置く。

5 連絡調整会議に、生活環境部水・大気環境課長及び構成員の指名する職員をもって構成する検討会を置く。

#### (会議)

第4 連絡調整会議は、必要に応じ議長が招集し、これを主宰する。

2 連絡調整会議は、協議する事案の内容により、当該事案に係る構成員のみをもって開催することができる。

3 議長が必要と認めるときは、連絡調整会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

4 幹事会及び検討会は、必要に応じて生活環境部水・大気環境課長が召集し、これを主宰する。

5 2及び3の規定は、幹事会及び検討会において準用する。

#### (庶務)

第5 連絡調整会議の庶務は、生活環境部水・大気環境課において処理する。

#### (補足)

第6 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が連絡調整会議に諮って定める。

#### (附則)

この要綱は、平成7年8月1日から施行する。

#### (附則)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

#### (附則)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

#### (附則)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

#### (附則)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

#### (附則)

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

#### (附則)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

- 1 (附則)  
 2 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。  
 3  
 4 別表 (第3関係) (8部1局34課1室)

総務部	総務課長 市町村行政課長
危機管理部	危機管理課長 放射線監視室長
企画調整部	企画調整課長 復興・総合計画課長 地域振興課長
生活環境部	生活環境総務課長 環境共生課長 自然保護課長 水・大気環境課長 一般廃棄物課長
保健福祉部	保健福祉総務課長 食品生活衛生課長
商工労働部	商工総務課長 企業立地課長 商業まちづくり課長
農林水産部	農林企画課長 環境保全農業課長 畜産課長 水産課長 農村基盤整備課長 農地管理課長 森林計画課長 森林整備課長 森林保全課長
土木部	土木企画課長 河川計画課長 河川整備課長 砂防課長 港湾課長 都市計画課長 下水道課長 建築住宅課長
企業局	工業用水道課長

### 3 参考2

#### 猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会の概要

##### ○設立

平成12年11月24日

##### ○目的

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼流域の水環境保全対策を積極的に推進することにより猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画」の基本目標の達成に寄与する。

##### ○主な事業

###### ①イベントの開催

水環境保全に関する意識高揚を図るため、フォーラムの開催や環境イベントに参加する。(水環境フォーラムの開催など)

###### ②研修会等の開催

地域の水環境保全活動の指導者、会員等の活動に資するため研修会等を開催する。(湖沼観察会の開催など)

###### ③水環境保全実践活動事業

流域住民等が行う水環境保全活動等の推進のため、支援や協力を行う。(ボランティア清掃と学習会の開催、水環境保全推進員活動など)

###### ④水環境保全啓発事業

協議会の事業内容や水環境に係る各種情報等を地域住民等へ広く提供する。(広報誌「湖美来通信」の発行、フォトコンテストの実施、ホームページの運営など)

###### ⑤「きらめく水のふるさと磐梯」湖美来基金運営事業

湖美来クラブ員への情報提供や流域内の水環境保全に関する主体的・自主的な活動への支援を行う。(水環境保全活動への助成金の交付など)

##### ○会員

59団体(地域住民団体、事業者団体、行政機関)

##### ○役員

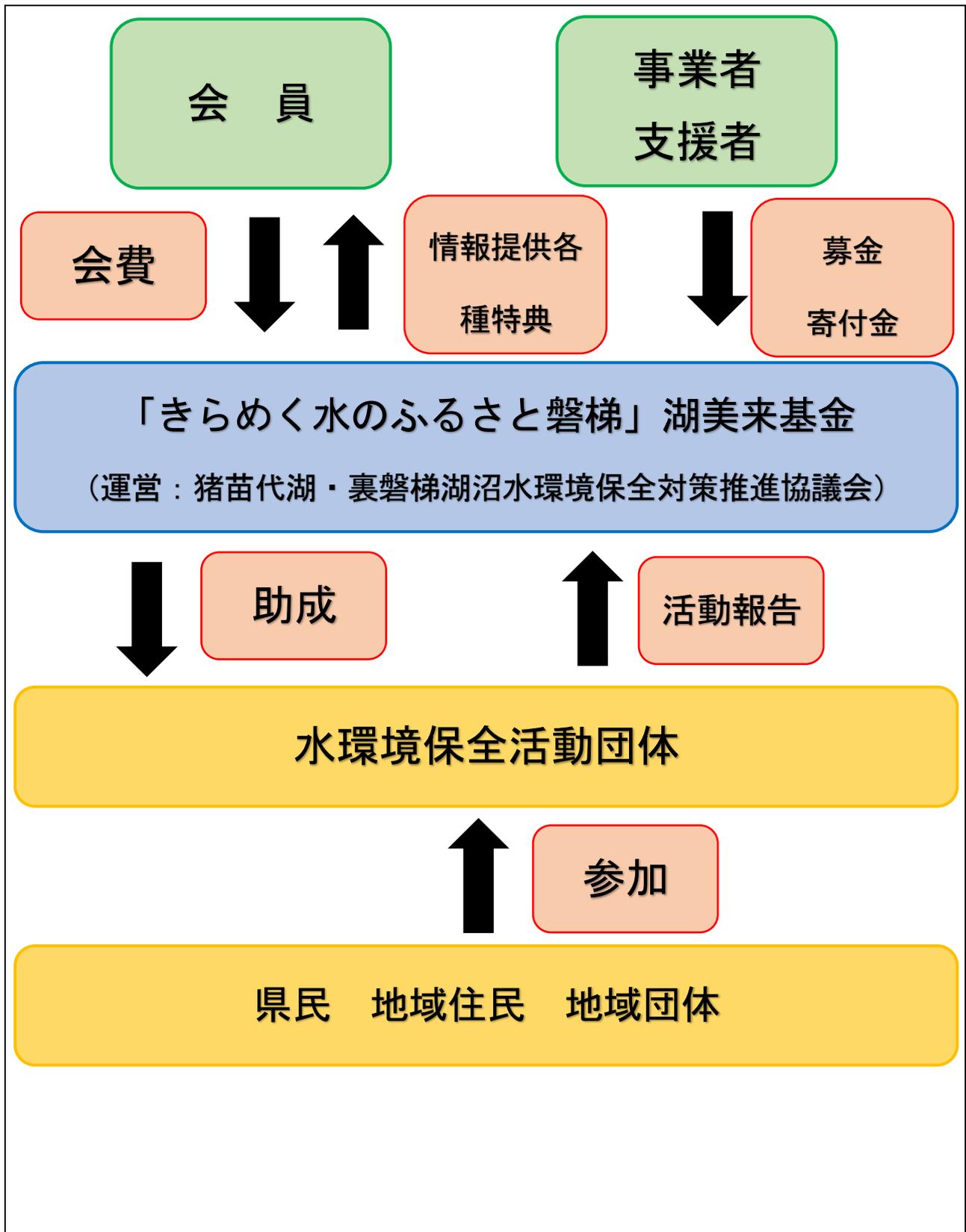
- ・会長：福島県生活環境部長
- ・副会長：6名
- ・理事：22名

##### ○事務局

水・大気環境課

事務局構成員(水・大気環境課、会津若松市環境生活課、郡山市生活環境課、北塩原村観光政策課、猪苗代町企画財務課)

1 「きらめく水のふるさと磐梯」湖美来基金クラブ



2